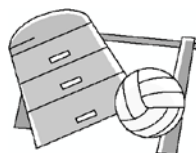


平成20年度 仙台教育事務所管内事務職員会 2月研修会

平成21年2月5日

於：ホテル白萩

教育職員免許状について



仙台教育事務所管内事務職員会 研修部

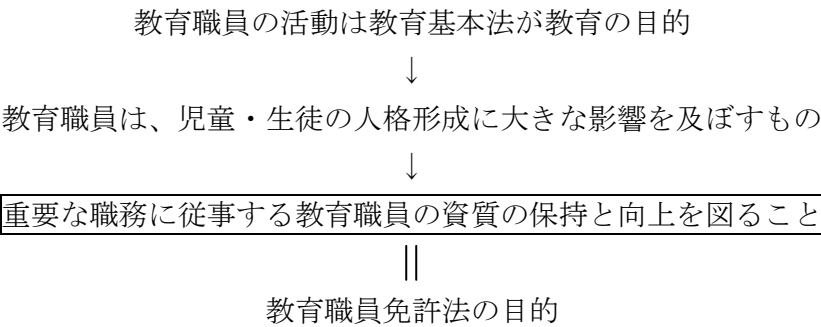
教育職員免許制度の概要

第1章 教育職員の免許制度

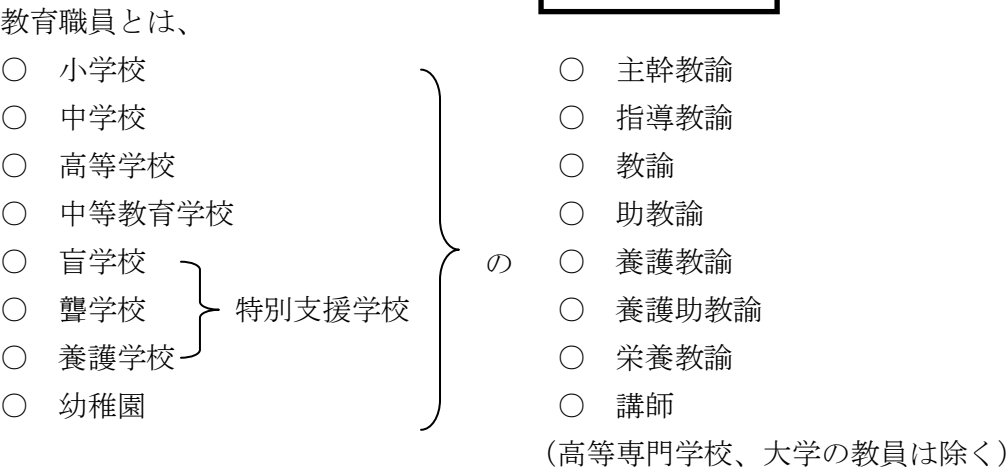
I 免許主義

1. 教育職員免許状の意義

教育職員の免許とは、教育職員となる資格のあることを公証するもの



2. 教育職員の定義



3. 相当免許主義

教育職員は、免許法により授与する各相当の免許を有する者でなければならない

4. 相当免許主義の特例

(1) 講師の免許状

講師としての免許状は特に設けられていないため、各相当学校の教員の相当免許状を有する者を充てることとなっています。

(2) 免許状を有しない非常勤講師（いわゆる特別非常勤講師）

教科の領域の一部等を担任する非常勤講師について、任用・雇用しようとする者から都道府県教育委員会に届け出ることにより、教員免許状を持たない人を登用することができます。

(3) 特別支援教育諸学校の教員の免許状

基本 特別支援教育諸学校の免許状 ＋ 各部に相当する教員の資格 が必要



特例 特別支援教育諸学校の免許状 ＋ いずれかの学校の教諭の普通免許状で可
法附則第16項（P1437）

※ これは免許状に関する特例であり、勤務の可・不可に関しては別の特例があります。

(4) 免許外教科の教授担任の許可

中学校、高等学校において、ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができない場合には、当該学校の校長及び教諭の申請により、1年以内の期間に限り免許外教科の教授を担当する許可を受けた上で、当該教科の教授を担当することができます。

宮城県教育委員会では取扱基準を別途定めています。

(5) 小学校の専科教員

中学校、または高等学校の教諭の免許状を有する者は、それぞれのその免許状に係る教科に相当する教科その他の教授又は実習を担当する小学校等の教諭又は講師となることができます。

(6) 中学校の専科教員

一定学校の高等学校教諭の免許状を有する者は、それぞれのその免許状に係る教科に相当する教科その他の教授又は実習を担当する中学校等の教諭又は講師となることができます。

(7) 養護教諭による保健の授業担任

養護教諭の免許状を有する者で3年以上養護教諭としての勤務実績があり、養護教諭として勤務している者は、当分の間、その勤務する学校において、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭または講師となることができます。

ただし、組織的・継続的に一定のまとまった単元の教授をする場合には兼務発令が必要ですが、宮城県ではそのような兼務発令を行っておりません。

Ⅱ 免許状の種類、授与資格及び効力

1. 免許状の種類

- 普通免許状
- 特別免許状
- 臨時免許状 の3種類があります。

2. 免許状の教科

学校種等	教科等
小学校の 教員の免許状	全教科 ただし、特別免許状については以下の教科ごと 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、 体育
中学校の 教員の免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、 家庭、職業（職業指導および職業実習（農業、工業、商業、水 産、商船）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ド イツ語、フランス語、その他の外国語）、宗教
高等学校の 教員の免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、 保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情 報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、 水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、 外国語（英語、ドイツ語、フランス語、その他の外国語）、宗教 ※旧免許法の規定による社会
その他の免許状の 教科等	高等学校教諭の免許状のうち教科の領域の一部に係る事項 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報 処理、計算実務 → 教員資格認定試験の合格によって授与（一種免許状） 特別支援教育諸学校の教員の免許状のうち特殊の教科を担当す る教員の免許状 理療（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうを含む。）、理学 療法、音楽、理容、特殊技芸（美術、工芸、被服）、自立活動 （視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害 教育）、 → 教員資格認定試験に合格した者または文部科学省令で定 める資格を有する者に授与

3. 免許状の授与資格

(1) 欠格要件

普通免許状、特別免許状及び臨時免許状は、次のいずれかに該当する者には授与しないものとされています。

- ア 18歳未満の者
- イ 高等学校を卒業しない者（文部科学大臣が高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く）
- ウ 成年被後見人または被保佐人
- エ 禁錮以上の刑に処せられた者
- オ 免許法第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- カ 免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- キ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 確認方法

宮城県教育委員会においては、免許状の出願者が上記の欠格条項に該当しない者であるか否かについては、誓約書の提出により確認しています。

4. 免許状の効力

(1) 普通免許状

全ての都道府県において効力を有します。

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、免許状の更新制度が始まり、免許状には10年間の有効期間が付されることになりました。

中学校及び高等学校の宗教の免許状については、国立または公立の学校においては効力を有しません。

(2) 特別免許状

その免許状を授与した授与権者の置かれた都道府県内においてのみ効力を有することになります。有効期間は10年です。

(3) 臨時免許状

その免許状を授与した時から3年間、授与権者の置かれた都道府県においてのみ効力を有します。

更新については、特に免許法の定めはありません。宮城県では3回までの授与を限度として運用しています。

5. 免許状の失効及び取り上げ

(1) 免許状の失効

免許状を有する者が、次に掲げる事項に該当するに至った時は、免許状はその効力を失うとともに、免許状が失効した者は、免許管理者に当該免許状を返還する義務があります。

※免許管理者 → 学校の所在する都道府県教育委員会、教育職員以外の者である場合は、その者の住所地の都道府県教育委員会

- ア 成年被後見人または被保佐人となり、後見開始又は保佐開始の審判が告知されたとき
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、刑の言い渡しが確定したとき
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者であることの客観的事実が明らかになったとき
- エ 公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき
- オ 公立学校の教員であって、地方公務員法第28条第1項又は第3号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき

(2) 免許状の取上げ

免許状を有する者が、次に掲げる事項に該当するに至った時は、免許状取上げ処分の対象となります。

- ア 国立学校又は私立学校の教員が、前段エの懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき → **強行規定**
- イ 国立学校又は私立学校の教員が、前段オの分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき → **強行規定**
- ウ 公立学校の教員で、条件付採用期間中の者又は講師が前段オの分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたとき → **強行規定**
- エ 教育職員以外の者で免許状を有する者が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるとき
→ **任意規定**

(3) 公告等

免許管理者は、免許状が失効したとき又は免許状取上げの処分を行ったときは、その旨を官報に公告するとともに、該当者の所轄庁及びその免許状を授与した授与権者に通知することになります。

第2章 教育職員の免許状の取得

教育職員の免許状の取得には、大きく分けて2種類の取得の仕方があります。1つは大学等における養成による免許状の取得で、もう1つは教育職員検定に合格することによって免許状を取得する方法です。

I 大学等における養成による免許状の取得（授与）

- (1) 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を取得する場合（手引 P.16 免許法第5条別表第1）
- (2) 養護教諭の普通免許状を取得する場合（手引 P.55 同 別表第2）
- (3) 栄養教諭の普通免許状を取得する場合（手引 P.62-1 同 別表第2の2）
- (4) 専修免許状取得の場合の経過措置によって取得する場合

II 教育職員検定による免許状の取得（検定）

1. 普通免許状の取得の場合の教育職員検定

- (1) 普通免許状の取得の場合の教育職員検定
 - ①小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の現職教員等が、保有する基礎免許状に基づく在職年数を活用し、所要単位を修得して上位の普通免許状を取得する（上進する）場合（手引 別表第3）
 - ②実習助手等として在職年数を活用し、所要単位を修得して中学校又は高等学校の実習教科の教諭の普通免許状を取得する場合（手引 別表第5）
 - ③現職の養護教諭等が、保有する基礎免許状に基づく在職年数を活用し、所要単位を修得して上進する場合（手引 別表第6）
 - ④現職の栄養教諭等が、保有する基礎免許状に基づく在職年数を活用し、所要単位を修得して上進する場合（手引 別表第6の2）
 - ⑤特別支援学校の現職教員等が、保有する基礎免許状に基づく在職年数を活用し、所要単位を修得して上進する場合、又は小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の普通免許状を有する現職教員等が、保有する基礎免許状に基づく在職年数を活用し、所要単位を修得して特別支援学校の教諭の二種免許状を取得する場合（手引 別表第7）

(2) 同校種で他の教科の免許状を取得する場合（手引 別表第4）

中学校又は高等学校の普通免許状について、現に保有する免許状を基礎として、保有する免許状と同じ校種のお教科の普通免許状を取得する場合

(3) 他校種（隣接校種）の免許状を取得する場合（手引 別表第8）

小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の現職教員等が、保有する免許状に基づく在職年数を活用し、所要単位を修得して当該基礎免許状に隣接する校種である小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の二種免許状又は高等学校の教諭の一種免許状を取得する場合



平成14年2月 中央教育審議会答申

各学校段階及び校種間の連携の強化に対応するため、教員は1校種のみならず隣接する校種においても教授できる資質能力を身につけることが必要であるとの趣旨に基づくもの

(4) 「15年0単位」廃止に伴う経過措置

2. 特別免許状を取得する場合の教育職員検定

優れた知識経験や技能を有する社会人を学校教育に登用し、学校教育の多様化や活性化を図ることを目的に、昭和63年の免許法の一部改正により創設されたものです。

特別免許状は、次の要件のいずれも満たす者について、教育職員に任命又は雇用しようとする者の推薦に基づき、都道府県教育委員会の行う教育職員検定に合格した者に授与するものとされています。

- 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者

3. 臨時免許状を取得する場合の教育職員検定

臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限って、都道府県教育委員会の行う教育職員検定に合格した者に授与するものとされています。

4. 外国において授与された免許状等を有する者が、我が国の免許状を取得する場合の教育職員検定

外国において授与された教育職員に関する免許状を有する者又は外国の学校を卒業し若しくは修了した者が、我が国の教育職員の免許状を取得する場合は、我が国と諸外国とでは学校制度が異なり、我が国の免許法を直接適用することはできないので、我が国の免許法令に準じて、教育職員検定により相当免許状を授与することになります。

Ⅲ 教員資格認定試験合格による免許状の取得（授与）

普通免許状は、文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行う試験（教員資格認定試験）に合格することにより取得することができます。

Ⅳ 免許状の書換又は再交付

免許状を有する者が、その氏名又は本籍地を変更した場合は、当該免許状を授与した都道府県教育委員会に願い出て、変更後の免許状の授与を受けることができます。

また、免許状を紛失した場合等においては、同様に当該免許状を授与した都道府県教育委員会に願い出て、再交付を受けることができます。

1. 小学校教諭普通免許状の取得について

1 大学における養成における免許状の取得について

取得しようとする免許状の種類		専修免許状	一種免許状	二種免許状
所要基礎資格		修士の学位	学士の学位	準学士の称号
修得を要する科目		83	59	37
教科に関する科目	国語（書写を含む。）、社会、算数、理科	9科目中1以上の科目について修得します。		
	生活、音楽、図画工作、家庭及び体育	8	8	8
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	①～③の全ての事項を含めて修得します。		
	①教職の意義及び教員の役割 ②教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ③進路選択に資する各種の機会の提供等			
		2	2	2
	教育の基礎理論に関する科目	①～③の全ての事項を含めて修得します。		
	①教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ②幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ③教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
		6	6	4
	教育課程及び指導法に関する科目	①～⑤の全ての事項を含めて修得します。 なお、②「各教科の指導法」及び③「道徳の指導法」については、免許状の種別により最低修得単位数が異なります。		
	①教育課程の意義及び編成の方法 ②各教科の指導法 ③道徳の指導法 ④特別活動の指導法 ⑤教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
		22	22	14
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	①～③の全ての事項を含めて修得します。		
	①生徒指導の理論及び方法 ②教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ③進路指導の理論及び方法			
		4	4	4
総合演習		2	2	2
教育実習（事前及び事後の指導1単位を含む。）		5	5	5
「教職に関する科目」小計		41	41	31
教科又は教職に関する科目	専修免許状欄の《 》は、大学院等で修得することを要する単位数を内数で表したものです。	34 《24》	10	2
文部科学省令で定める科目	① 日本国憲法 ③ 外国語コミュニケーション	①～④を各々2単位以上修得します。		
	② 体育 ④ 情報機器の操作	8	8	8
介護等体験	特別支援学校又は社会福祉施設等で7日以上介護等の体験を要します。			

(例) 小学校教諭普通免許状の単位取得例 (T大学における養成における免許状の取得について)

取得しようとする免許状の種類		一種免許状	二種免許状
所要基礎資格		学士の学位	準学士の称号
修得を要する最低単位数		59	37
修得を要する科目			
教科に関する科目	国語（書写を含む。）、社会、算数、理科	左の教科から4科目	
	生活、音楽、図画工作、家庭及び体育	8	8
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教師論（2）	
	①教職の意義及び教員の役割	2	2
	②教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）		
	③進路選択に資する各種の機会の提供等		
	教育の基礎理論に関する科目	教育の原理（2）	
	①教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	人間の発達と学習（2）	
	②幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	学校制度と社会（2）	
	③教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	6
	教育課程及び指導法に関する科目	国語科指導法(2)	図工科指導法(2)★
	①教育課程の意義及び編成の方法	社会科指導法(2)	家庭科指導法(2)
	②各教科の指導法	算数科指導法(2)	体育科指導法(2)★
	③道徳の指導法	理科指導法(2)	道徳の指導法(2)★
	④特別活動の指導法	生活科指導法(2)	特別活動の指導法(2)★
	⑤教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	音楽科指導法(2)	教育の方法と技術(2)★
		24	18（★含む）
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	児童理解と教育相談（2）		
①生徒指導の理論及び方法	生徒理解と教育相談（2）		
②教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	4	
③進路指導の理論及び方法			
総合演習	2	2	
教育実習（事前及び事後の指導1単位を含む。）	5	5	
「教職に関する科目」小計		43	37
教科又は教職に関する科目	生命と性の教育、情報メディアの活用、教育哲学、国際理解教育 環境教育、発達心理学、学習心理学、教育心理学 などから選択	8	0
文部科学省令で定める科目	① 日本国憲法		

2-1 教育職員検定による免許状の取得

(基礎免許状として小学校二種免許状を有する現職の教員等が上進する場合の基準です。)

基礎免許状取得後の所要在職年数		5	6	7	8	9	10	11	12	4年生大学卒業等			
										3	4	5	6
修得を要する科目		45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10
教科に関する科目	国語（書写を含む。）、社会、算数、理科	9科目中1以上の科目について修得します。								同左			
	生活、音楽、図画工作、家庭及び体育	4	4	3	3	2	2	1	1	2	2	1	1
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目												
	教育の基礎理論に関する科目	①～③の全ての事項を含めて修得します。					1以上の事項を含めて修得します			2以上の事項を含めて修得します		1以上の事項を含めて修得します	
	①教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ②幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ③教育に関する社会的、制度的又は経営的事項												
		4	4	4	3	3	2	1	1	3	2	1	1
	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法1単位の他に道徳の指導法1単位を含む3単位(残り1単位については②か③を修得する。)を必修とします。 なお、②については「教科に関する科目」で修得した科目と一致させるよう努めるものとします。								同左			
	①教育課程の意義及び編成の方法 ②各教科の指導法 ③道徳の指導法 ④特別活動の指導法 ⑤教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）												
		14	12	10	9	8	7	6	4	8	7	6	4
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	①～③の全ての事項を含めて修得します。				1以上の事項を含めて修得します。				1以上の事項を含めて修得します。			
	①生徒指導の理論及び方法 ②教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ③進路指導の理論及び方法												
総合演習													
教育実習													
「教職に関する科目」小計		21	19	17	15	13	11	9	7	13	11	9	7
教科又は教職に関する科目		5	5	4	4	3	3	2	2	5	4	3	2
その他の科目		15	12	11	8	7	4	3		5	3	2	

【備考】

- 「1 専修免許状の取得」の備考(1)～(3)を参照してください。（手引P.19）
- 「4年制大学卒業等」とは、大学に3年以上在学し且つ93単位以上修得している場合又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し且つ93単位以上修得している場合を総称した表現です。係る場合には、この欄を適用します。
- この表に示す単位数は、短期大学の専攻科で規則第67条の2に定める課程においても修得することができます。
- 「教科又は教職に関する科目」の修得方法は、教科に関する科目または教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち1以上の科目について所要単位を修得します。
- 「その他の科目」の修得に当たっては、幅広く深い教養を身につけるよう努めるものとされています。なお、教科又は教職に関する科目をあてて修得しても構いません。

2-2 教育職員検定による免許状の取得

(特別支援学校教諭免許状二種→一種・専修免許
普通教員免許状→特別支援学校教諭免許状二種)

取得しようとする免許状の種類			特別支援学校教諭		
			専修免許状	一種免許状	二種免許状
基礎免許状			特別支援学校の教諭の一種免許状	特別支援学校の教諭の二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状
基礎免許状取得後の所要最低在職年数			3	3	3
修得を要する最低単位数			15	6	6
特別支援教育に関する科目	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		①及び②の事項を含めて修得します。	
		特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての ①教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ②教育に係る社会的、制度的又は経営的事項		1	1
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目		①及び②の事項を含めて修得します。	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の ①心理、生理及び病理に関する科目 ②教育課程及び指導法に関する科目		1 (2)	1 (2)
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する科目については、①及び②の科目を含めて修得します。	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の ①心理、生理及び病理に関する科目 ②教育課程及び指導法に関する科目		2	2
	第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習			
「特別支援教育に関する科目」小計				4	4
特別支援教育に関する科目（自由選択）			15	2 (1)	2 (1)

() は視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育領域について取得する単位数を表したものです。

【備考】

- (1) 基礎免許状とは、所要資格として有していることを必要とする免許状です。
- (2) 基礎免許状取得後の所要在職年数は、基礎免許状を取得した後、取得しようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する教員（二種免許状を取得する場合においては、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼稚園の教員を含む。）として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を必要とする期間です。
なお、この在職年数には、休職の期間、90日を超える病気休暇・産前産後休暇・育児休業等の期間及び原則として非常勤講師の期間は通算できません。
- (3) 修得を要する科目の単位は、認定課程における単位を要件とはしないことから、認定課程を有する大学で修得した単位はもちろんのこと、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得した単位、免許法認定講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもって替えることができます。
また、これらの単位の修得時期としては、基礎免許状を取得した後に修得したものでなければなりません。
- (4) 科目の単位の修得について
 - ① 単位修得の大学区分について
 - ア 専修免許状の欄に定める単位は、大学院の課程又は大学（短期大学除く。）の専攻科の課程で修得することを要します。
 - イ 一種免許状の欄に定める単位は、短期大学の専攻科で規則第67条の2に定める課程において修得することもできます。
 - ② 単位の修得方法について
 - ア 取得しようとする免許状の種類に応じて修得を要する科目
 - 第二欄に掲げる科目は、取得しようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域について修得しなければなりません。
 - 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、取得しようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含んで修得しなければなりません。
 - イ 特別支援教育に関する科目（自由選択）
当該科目は、第一欄から第三欄までの科目を自由に選択して修得するほか、大学が加える特殊教育に関する科目についても修得することができます。

特別支援学校教諭（一種・二種）免許状の単位修得について

● 特別支援学校の教員免許状の取得においては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及びその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項(重複・LD等)の全てについて修得を必要とします。

● 旧法(旧課程)における修得単位(養護学校用)を新法(新課程)における修得単位に読み替える場合「知」「肢」「病」の3領域のうち、いずれか1つの領域の単位数に読み替えることができます。
(例)養護学校の心理等 → 「知」または「肢」または「病」の心理等

● 別表第7により二種免許状から一種免許状に上進する場合の在職年数の取扱い
平成19年3月31日までの養護学校における教員としての在職年数は、「知」「肢」「病」の3領域の在職年数として

自由 選択		2 単位以上	1 単位以上	2 単位以上 ◎重複・LD等 ※視覚障害者 ※聴覚障害者	1 単位以上	1 単位以上	2 単位以上 ◎重複・LD等 ※聴覚障害者 ※肢体不自由者 ※病弱者	2 単位以上 ◎重複・LD等 ※聴覚障害者	2 単位以上 ◎重複・LD等 ※聴覚障害者	2 単位以上 ◎重複・LD等
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	2 単位以上 ◎重複・LD等 ※視覚障害者 ※聴覚障害者 ※肢体不自由者 ※病弱者	2 単位以上 ◎重複・LD等 ※視覚障害者 ※聴覚障害者 ※病弱者	1 単位以上 ◎重複・LD等 ※聴覚障害者 ※聴覚障害者 ※病弱者	1 単位以上 ◎重複・LD等 ※聴覚障害者 ※知的障害者 ※肢体不自由者 ※病弱者	1 単位以上 ◎重複・LD等 ※聴覚障害者 ※知的障害者 ※肢体不自由者 ※病弱者	1 単位以上 ◎知的障害者の心理等 ◎知的障害者の教育課程等	1 単位以上 ◎聴覚障害者の心理等 ◎聴覚障害者の教育課程等	1 単位以上 ◎聴覚障害者の心理等 ◎聴覚障害者の教育課程等	1 単位以上 ◎聴覚障害者の心理等 ◎聴覚障害者の教育課程等
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	1 単位以上 ◎知的障害者の心理等 ◎知的障害者の教育課程等	1 単位以上 ◎知的障害者の心理等 ◎知的障害者の教育課程等	1 単位以上 ◎肢体不自由者の心理等 ◎肢体不自由者の教育課程等	1 単位以上 ◎肢体不自由者の心理等 ◎肢体不自由者の教育課程等	1 単位以上 ◎視覚障害者の心理等 ◎視覚障害者の教育課程等	1 単位以上 ◎知的障害者の心理等 ◎知的障害者の教育課程等	1 単位以上 ◎聴覚障害者の心理等 ◎聴覚障害者の教育課程等	1 単位以上 ◎聴覚障害者の心理等 ◎聴覚障害者の教育課程等	1 単位以上 ◎聴覚障害者の心理等 ◎聴覚障害者の教育課程等
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	1 単位以上	1 単位以上	1 単位以上	1 単位以上	1 単位以上	1 単位以上	1 単位以上	1 単位以上	1 単位以上

・ 知的障害者

・ 知的障害者
・ 肢体不自由者

・ 知的障害者
・ 肢体不自由者
・ 病弱者

・ 視覚障害者

・ 視覚障害者
・ 知的障害者

・ 視覚障害者
・ 聴覚障害者

・ 知的障害者
・ 肢体不自由者
・ 病弱者
・ 視覚障害者

・ 知的障害者
・ 肢体不自由者
・ 病弱者
・ 視覚障害者
・ 聴覚障害者

◎印については、中心となる領域で修得しなければならない。
※印については、中心となる領域(心理等又は教育課程等)で修

2. 中学校教諭普通免許状の取得について（大学における養成における免許状の取得について）

取得しようとする免許状の種類		専修免許状	一種免許状	二種免許状
所要基礎資格		修士の学位	学士の学位	準学士の称号
修得を要する科目		83	59	35
教科に関する科目	規則第3条の表に示す科目	教科毎の全科目について、各1単位以上修得		
	(次項参照)	20	20	10
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	①～③の全ての事項を含めて修得します。		
	①教職の意義及び教員の役割	2	2	2
	②教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）			
	③進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	①～③の全ての事項を含めて修得します。		
	①教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6(5)	6(5)	4(3)
	②幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）			
	③教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程及び指導法に関する科目	①～⑤の全ての事項を含めて修得します。		
	①教育課程の意義及び編成の方法	12(6)	12(6)	4(3)
	②各教科の指導法			
	③道徳の指導法			
	④特別活動の指導法			
	⑤教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	①～③の全ての事項を含めて修得します。		
	①生徒指導の理論及び方法	4(2)	4(2)	4(2)
	②教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
	③進路指導の理論及び方法			
	総合演習	2	2	2
	教育実習（事前及び事後の指導1単位を含む。）	5(3)	5(3)	5(3)
「教職に関する科目」小計		31	31	21
教科又は教職に関する科目	専修免許状欄の《 》は、大学院等で修得することを要する単位数を内数で表したものです。	32 《 2 4 》	8	4
文部科学省令で定める科目	① 日本国憲法 ③ 外国語コミュニケーション	①～④を各々2単位以上修得します。		
	② 体育 ④ 情報機器の操作	8	8	8
介護等体験	特殊教育諸学校又は社会福祉施設等で7日以上介護等の体験を要します。			

※ 規則第3条の表に示す科目

免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）
社会	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ
理科	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。）
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び 音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術 及びアジアの美術を含む。）

免許教科	教科に関する科目
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」 及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置 を含む。）
保健	生理学及び栄養学 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置 を含む。）
技術	木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 機械（実習を含む。） 電気（実習を含む。） 栽培（実習を含む。） 情報とコンピュータ（実習を含む。）
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学 保育学（実習を含む。）
職業	産業概説 職業指導 「農業、工業、商業、水産」 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解
宗教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」

3. 養護教諭普通免許状の取得について（大学における養成における免許状の取得について）

取得しようとする免許状の種類		専修 免許状	一種免許状			二種免許状		
所要基礎資格		修士の 学位	イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ
修得を要する科目		80	56	12	22	42		
養護に 関する 科目	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	4	備考 参照	2	2		
	学校保健	2	2		備考 参照	1		
	養護概説	2	2			1		
	健康相談活動の理論及び方法	2	2			2		
	栄養学（食品学を含む。）	2	2	備考 参照	2	2		
	解剖学及び生理学	2	2			2		
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2			2		
	精神保健	2	2			2		
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	10			10		
「養護に関する科目」小計		28	28	4	12	24		
教職に 関する 科目	教職の意義等に関する科目 ①教職の意義及び教員の役割 ②教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ③進路選択に資する各種の機会の提供等	①～③の事項について修得します。						
		2	2			2		
	教育の基礎理論に関する科目 ①教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ②幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ③教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	①～③の事項について修得します。		①及び②のうち1以上の事項を含めて修得します。		①～③の事項について修得します。		
		4	4	2	2	2		
	教育課程に関する科目 ①教育課程の意義及び編成の方法 ②道徳及び特別活動に関する内容 ③教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	①～③の事項について修得します。						
		4	4			2		
	生徒指導及び教育相談に関する科目 ①生徒指導の理論及び方法 ②教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	①及び②の事項について修得します。						
		4	4			2		
	総合演習	2	2			2		
養護実習（事前及び事後の指導1単位を含む。）		5	5	2	2	4		
「教職に関する科目」小計		21	21	8	10	14		
養護又は 教職に 関する 科目	専修免許状欄の《 》は、大学院等で修得することを要する単位数を内数で表したものです。	31 《24》	7			4		

文部科学省 令で定める 科目	① 日本国憲法	③ 外国語コミュニケーション	①～④を各々2単位以上修得します。					
	② 体育	④ 情報機器の操作	8	8	8	8	8	

【備考】

1. 基礎資格について

【一種免許状を取得する場合】

- イ 学士の学位を有すること
- ロ 保健師助産師看護師法（以下「保健師等法」）第7条に定める保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。
- ハ 保健師等法第7条に定める看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること。

【二種免許状を取得する場合】

- イ 学校教育法第69条の2第7項に定める準学士の称号を有すること
又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること
大学又は指定養護教諭養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。
- ロ 保健師等法第7条に定める保健師の免許を受けていること。
- ハ 保健師等法第51条第1項に該当すること又は同条第3項の規定により免許を受けていること。

2. 養護に関する科目

【ロ】

衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）、学校保健、養護概説及び栄養学（食品学を含む。）に含まれる内容について、合わせて3単位以上修得します。

不足分については、養護に関する科目の欄に定める科目から任意に選択して修得します。

【ハ】

衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）、学校保健、養護概説及び栄養学（食品学を含む。）に含まれる内容について、合わせて2単位以上修得します。

不足分については、養護に関する科目の欄に定める科目から任意に選択して修得します。

出 願 等 の 諸 手 続

≪ 免許状出願手続きに係る提出書類一覧表 ≫

注) 表の中の数字は、提出時に書類を綴る順番です。

手 続 提出書類	授与証明書	書換	再交付	授与	検定	特別免許状	臨時免許状	教員免許状がない 非常勤講師の届出	免許外教科 担任の許可	書類作成上 の留意点
(主な例)	勤務先等で必要な時。 ※塾講師等で要望有 現職教員は特に不要	改姓等による免許状の 書換	破損や紛失等による免 許状の再交付	新たに免許状を取得す る時	現職教員等が免許状を 上進(2種→1種など)す る場合 ※在職年数で所要単位 数の通減処置が有る	有識者を学校教育に登 用する際に必要な免許 状を取得する場合	都道府県教育委員会 の行う教育職員検定に合 格し臨時免許状を取得 する場合	教員の免許状を有しな い者を非常勤講師に充 てようとする際の届出	やむを得ず免許状を持 たない教科の教授担任 をする際の許可申請	
様式第1号 教育職員免許状授与願書				①						
様式第2号 誓約書				③	③	④	③			
様式第3号 履歴書			③	④	④	⑤	④	②		
様式第5号 教育職員免許状(又は各種免許証)写				⑦※	⑥					※単位等出願に係るもの
様式第7号 実務成績証明書(※裏表有)				⑧※	⑧		⑦※			※実務経験を出願に必要な単位に振替える場合
様式第8号 教育職員検定願書					①					
様式第9号 出願要件調書					⑤					
様式第10号 身体検査書					⑦	⑥	⑤	③		
様式第11号 人物証明書					⑨	⑧	⑧			
様式第12号 臨時免許状授与願書							①			
様式第13号 助教諭採用に関する理由書							⑨			
様式第16号 教育職員免許状書換願書		①								
様式第17号 教育職員免許状再交付願書			①							
様式第18号 再交付の理由書			④							
様式第19号 免許状教科以外の教科の教授担任許可願書									①	
様式第20号 教育職員免許状授与(交付)証明書交付願書	①									氏名の後に性別を記入
≪その他の提出書類≫										
・ 免許状の写し	②									交付を希望する免許状のコピー
・ 戸籍抄本		②	②	②	②	③	②			出願前3ヶ月以内
・ 免許状の原本		③	④※							※破損の場合
(基礎資格証明書)・ 卒業証明書				⑤			⑥			
(基礎資格証明書)・ 単位修得証明書				⑤	⑩					
(基礎資格証明書)・ 教員資格認定試験合格証明書				⑤※			⑥※			※教員資格認定試験合格者の場合
・ 介護等の体験に関する証明書				⑥						※平成10年4月以降に大学等に入学した者は必須
様式第11号の2 特別免許状授与願書						①				
・ 推薦書						②※				※教育職員の任命又は雇用しようとする者(所属長等)
・ 成績証明書						⑦※	⑦			※専門知識技能等を有することの証でも可
・ 所属長の副申書							⑩※			※3回目の申請時のみ必要
様式第18号の2 無免許非常勤講師採用届出書								①		
・ 全教科別週時数担当状況一覧									②	
手数料 (宮城県収入証紙を願書に貼付)	無料	870円	1,100円	3,300円	5,000円	5,000円	3,400円	——	——	※1件につき

『 授与(交付)証明書 』

I 提出書類

1. 教育職員免許状授与(交付)証明書交付願書(様式第20号)
2. 免許状の写し(交付を希望する免許状のコピー)

II 手数料

無料

III 提出先

申請者 ⇒ 宮城県教育委員会 ※郵送による申請も可能

IV 証明書の受け取り方法

◎申請者が直接受け取りに行く場合

申請者 ⇒ 宮城県教育委員会

※受け取りに行く際は、あらかじめ連絡を入れること

◎郵送を希望する場合

- ・申請時に返信用封筒(定形の封筒)を提出する。

※返信用封筒には80円切手を添付し、申請者の住所・氏名を記入する。

V 提出書類作成上の留意点

《教育職員免許状授与(交付)証明書交付願書(様式第20号)》

- ・願書には欄外に必ず連絡先の電話番号を記入する。
- ・願書の氏名欄には必ずフリガナを付け、氏名の後に性別を記入する。
- ・願書の本籍欄は都道府県名のみ記入する。
- ・免許状の種類は「小学校教諭一種免許状」のように略さず具体的に記入する。
- ・免許状の番号は免許状に記載されている番号のとおり記入する。
…「平12小一第〇〇〇〇号」のように漢数字は漢数字のままで記入する。
- ・免許状の授与年月日は免許状に記載されている年月日を記入する。

《その他》

- ・提出書類は番号順に一括して左隅上を綴じて提出する。
- ・宮城県教育委員会から交付された免許状のみ証明できます。
…他都道府県教育委員会等から交付された免許状の証明はできません。

『 書 換 』

I 提出書類

1. 教育職員免許状書換願書（様式第16号）
2. 戸籍抄本 ※出願前3ヶ月以内のもの
3. 免許状の原本（宮城県教育委員会から既に授与されている免許状に限る）
※複数の免許状を同時に出願する場合でも上記の書類をそれぞれ揃える。
ただし、「2. 戸籍抄本」は1部でもよい。

II 手数料

870円（宮城県収入証紙） ……願書の所定の位置に貼付する。

※収入証紙は外側の枠内に重ねずに貼付する。

◎県外居住者で宮城県収入証紙を購入できない場合

…郵便小為替を同封 ※郵便小為替にはなにも記入しないこと

III 提出先

1. 宮城県内の現職教員の場合
 - ① 市町村立学校の教員の場合(仙台市を除く)
申請者 ⇒ 学校長 ⇒ 市町村教育委員会 ⇒ 各教育事務所 ⇒ 宮城県教育委員会
 - ② 仙台市立学校の教員の場合
申請者 ⇒ 学校長 ⇒ 仙台市教育委員会 ⇒ 宮城県教育委員会
 - ③ 県立学校の教員の場合(国立大学法人付属学校も含む)
申請者 ⇒ 学校長 ⇒ 宮城県教育委員会
 - ④ 私立学校の教員の場合
申請者 ⇒ 学校長 ⇒ 宮城県総務部私学文書課 ⇒ 宮城県教育委員会
2. 他県の現職教員の場合
申請者 ⇒ 宮城県教育委員会
3. 現職教員でない個人の場合
申請者 ⇒ 宮城県教育委員会

IV 免許状の受付・交付

- ・出願は随時受付、翌月1日付での交付

V 免許状の受け取り方法

1. 宮城県内の現職教員の場合
Ⅲ. 提出先の逆コースで申請者に届く。
2. 他県の現職教員の場合、現職教員でない個人の場合
 - ◎申請者が直接受け取りに行く場合
申請者 ⇒ 宮城県教育委員会
※交付予定月の中旬以降に、あらかじめ連絡を入れること
 - ◎郵送を希望する場合(簡易書留扱い)
 - ・申請時に返信用封筒(角型2号)を提出する。
※返信用封筒には切手を添付し、申請者の住所・氏名を記入する。
【切手】免許状1～2枚：470円、免許状3～4枚：490円

『 書換 』

VI 提出書類作成上の留意点

《教育職員免許状書換願書（様式第16号）》

- ・ 願書には欄外に必ず連絡先の電話番号を記入する。
- ・ 願書の氏名欄には必ずフリガナを付ける。
- ・ 願書の本籍欄は都道府県名のみ記入する。
- ・ 願書の異動前の本籍及び氏名を必ず記入する。
- ・ 免許状の種類は「小学校教諭一種免許状」のように略さず具体的に記入する。
- ・ 免許状の取得根拠は免許状に記載されているとおりに記入する。
… 「教育職員免許法第5条」のように略さず具体的に記入する。
- ・ 免許状の番号は免許状に記載されている番号のとおりに入力する。
… 「平12小一第〇〇〇〇号」のように漢数字は漢数字のままで記入する。
- ・ 免許状の授与年月日は免許状に記載されている年月日を記入する。
- ・ 免許状の授与権者は「宮城県教育委員会」と記入する。

《その他》

- ・ 提出書類は番号順に一括して左隅上を綴じて提出する。
- ・ 宮城県教育委員会から交付された免許状のみ申請できます。
… 他都道府県教育委員会等から交付された免許状の受付はできません。

『 再交付 』

I 提出書類

1. 教育職員免許状再交付願書（様式第 17 号）
 2. 戸籍抄本 ※出願前 3 ヶ月以内のもの
 3. 履歴書（様式第 3 号）
 4. 再交付の理由書（様式第 18 号） ※破損の場合はその免許状の実物も提出
- ※ 複数の免許状を同時に出願する場合でも上記の書類をそれぞれ揃える。
ただし、「2. 戸籍抄本」は 1 部でもよい。

II 手数料

- 1, 100 円（宮城県収入証紙） …願書の所定の位置に貼付する。
※ 収入証紙は外側の枠内に重ねずに貼付する。
◎県外居住者で宮城県収入証紙を購入できない場合
… 郵便小為替を同封 ※郵便小為替にはなにも記入しないこと

III 提出先

1. 宮城県内の現職教員の場合
 - ① 市町村立学校の教員の場合(仙台市を除く)
申請者 ⇒ 学校長 ⇒ 市町村教育委員会 ⇒ 各教育事務所 ⇒ 宮城県教育委員会
 - ② 仙台市立学校の教員の場合
申請者 ⇒ 学校長 ⇒ 仙台市教育委員会 ⇒ 宮城県教育委員会
 - ③ 県立学校の教員の場合(国立大学法人付属学校も含む)
申請者 ⇒ 学校長 ⇒ 宮城県教育委員会
 - ④ 私立学校の教員の場合
申請者 ⇒ 学校長 ⇒ 宮城県総務部私学文書課 ⇒ 宮城県教育委員会
2. 他県の現職教員の場合
申請者 ⇒ 宮城県教育委員会
3. 現職教員でない個人の場合
申請者 ⇒ 宮城県教育委員会

IV 免許状の受付・交付

- ・ 出願は随時受付、翌月 1 日付での交付

V 免許状の受け取り方法

1. 宮城県内の現職教員の場合
III. 提出先の逆コースで申請者に届く。
2. 他県の現職教員の場合、現職教員でない個人の場合
 - ◎申請者が直接受け取りに行く場合
申請者 ⇒ 宮城県教育委員会
※ 交付予定月の中旬以降に、あらかじめ連絡を入れること
 - ◎郵送を希望する場合(簡易書留扱い)
 - ・ 申請時に返信用封筒(角型 2 号)を提出する。
※ 返信用封筒には切手を添付し、申請者の住所・氏名を記入する。
【切手】免許状 1～2 枚：470 円、免許状 3～4 枚：490 円

『 再交付 』

VI 提出書類作成上の留意点

《教育職員免許状再交付願書（様式第17号）》

- ・ 願書には欄外に必ず連絡先の電話番号を記入する。
- ・ 願書の氏名欄には必ずフリガナを付ける。
- ・ 願書の本籍欄は都道府県名のみ記入する。
- ・ 免許状の種類は「小学校教諭一種免許状」のように略さず具体的に記入する。
- ・ 免許状の取得根拠は免許状に記載されているとおりに記入する。
… 「教育職員免許法第5条」のように略さず具体的に記入する。
- ・ 免許状の番号は免許状に記載されている番号のとおりに入力する。
… 「平12小一第〇〇〇〇号」のように漢数字は漢数字のままで入力する。
- ・ 免許状の授与年月日は免許状に記載されている年月日を記入する。
- ・ 免許状の授与権者は「宮城県教育委員会」と記入する。

《履歴書（様式第3号）》

- ・ 履歴書の本籍欄は都道府県以外も全て記入する。
- ・ 免許状の種類は「小一種」等わかる程度に略称で記入してもよい。
- ・ 免許状の番号は免許状に記載されている番号のとおりに入力する。
… 「平12小一第〇〇〇〇号」のように漢数字は漢数字のままで入力する。
- ・ 免許状の授与年月日は免許状に記載されている年月日を記入する。
- ・ 免許状の授与権者は「宮城県教育委員会」等と記入する。
- ・ 学業欄は小学校入学から記入する。
- ・ 業務欄へは休職又は病気休暇等についてその期間及び理由を記入する。
- ・ 業務欄へは講師及び嘱託等の場合に常勤、非常勤の別を記入する。
- ・ 業務欄へは学校以外の勤務歴についても記入する。
- ・ 「上記のとおり相違ありません。」には申請者が署名押印する。
- ・ 「上記のとおり相違ないことを証明します。」は所属長が証明する。
… 現職教員以外の個人の場合 → 勤務先の上司等
… 勤務していないの個人の場合 → 本人以外の成人した者

《再交付の理由書（様式第18号）》

- ・ 理由書の氏名欄には必ずフリガナを付ける。
- ・ 「記」の下に理由（紛失の場合は紛失した経緯等）をできるだけ詳しく記入する。
- ・ 必ず第三者に証明（署名捺印）をいただくこと。

《その他》

- ・ 提出書類は番号順に一括して左隅上を綴じて提出する。
- ・ 宮城県教育委員会から交付された免許状のみ申請できます。
… 他都道府県教育委員会等から交付された免許状の受付はできません。

『 授与 』

I 提出書類

1. 教育職員免許状授与願書（様式第1号）
2. 戸籍**抄本** ※出願前3ヶ月以内のもの
3. 誓約書（様式第2号）
4. 履歴書（様式第3号）
5. 基礎資格証明書 ※出願する教員免許状の取得に係るもの
 - ・卒業証明書
 - ・単位修得証明書 ※出願する教員免許状の取得に必要なもの全て
 - ・教員資格認定試験合格証明書 ※認定試験合格者の場合
6. 介護等の体験に関する証明書
※平成10年4月以降に大学等に入学した者は原則として必要
7. 教育職員免許状(又は各種免許証)写（様式第5号）
※現在所持している免許状を基礎として申請する場合に必要
…修得単位の流用や上進するとき等
※看護師、保健師、栄養士等の免許状を所持している場合は、その免許証についても添付が必要
8. 実務成績証明書（様式第7号）
※学校教員として実務経験がある者が教育実習単位を他の教職に関する科目の単位で振り替えようとする場合に必要
※複数の免許状を同時に出願する場合でも上記の書類をそれぞれ揃える。
「2. 戸籍抄本」についても免許状1枚につき1部揃える。

II 手数料

- 3, 300円（宮城県収入証紙） …願書の所定の位置に貼付する。
※収入証紙は外側の枠内に重ねずに貼付する。
◎県外居住者で宮城県収入証紙を購入できない場合
…郵便小為替を同封 ※郵便小為替にはなにも記入しないこと

III 提出先

1. 宮城県内の現職教員の場合
 - ①市町村立学校の教員の場合(仙台市を除く)
申請者 ⇒ 学校長 ⇒ 市町村教育委員会 ⇒ 各教育事務所 ⇒ 宮城県教育委員会
 - ②仙台市立学校の教員の場合
申請者 ⇒ 学校長 ⇒ 仙台市教育委員会 ⇒ 宮城県教育委員会
 - ③県立学校の教員の場合(国立大学法人附属学校も含む)
申請者 ⇒ 学校長 ⇒ 宮城県教育委員会
 - ④私立学校の教員の場合
申請者 ⇒ 学校長 ⇒ 宮城県総務部私学文書課 ⇒ 宮城県教育委員会
2. 他県の現職教員の場合
申請者 ⇒ 宮城県教育委員会
3. 現職教員でない個人の場合
申請者 ⇒ 宮城県教育委員会

IV 免許状の受付・交付

- ・出願受付：毎月25日締切 ⇒ 交付：翌月1日付
…4月～1月受付(最終締切：1月25日) ※新卒・新採用予定者等を除く

『 授与 』

V 免許状の受け取り方法

1. 宮城県内の現職教員の場合

Ⅲ. 提出先の逆コースで申請者に届く。

2. 他県の現職教員の場合、現職教員でない個人の場合

◎申請者が直接受け取りに行く場合

申請者 → 宮城県教育委員会

※ 交付予定月の中旬以降に、あらかじめ連絡を入れること

◎郵送を希望する場合(簡易書留扱い)

・ 申請時に返信用封筒(角型2号)を提出する。

※ 返信用封筒には切手を添付し、申請者の住所・氏名を記入する。

【切手】免許状1～2枚：470円、免許状3～4枚：490円

VI 提出書類作成上の留意点

《教育職員免許状授与願書(様式第1号)》

- ・ 願書には欄外に必ず連絡先の電話番号を記入する。
- ・ 願書の氏名欄には必ずフリガナを付ける。
- ・ 願書の本籍欄は都道府県以外も全て記入する。
- ・ 「免許状の種類」と「教科」欄は申請する免許状について記入する。
- ・ 免許状の種類は「小学校教諭一種免許状」のように略さず具体的に記入する。

《履歴書(様式第3号)》

- ・ 履歴書の本籍欄は都道府県以外も全て記入する。
- ・ 免許状の種類は「小一種」等わかる程度に略称で記入してもよい。
- ・ 免許状の番号は免許状に記載されている番号のとおり記入する。
…「平12小一第〇〇〇〇号」のように漢数字は漢数字のままで記入する。
- ・ 免許状の授与年月日は免許状に記載されている年月日を記入する。
- ・ 免許状の授与権者は「宮城県教育委員会」等と記入する。
- ・ 学業欄は小学校入学から記入する。
- ・ 業務欄へは休職又は病気休暇等についてその期間及び理由を記入する。
- ・ 業務欄へは講師及び嘱託等の場合に常勤、非常勤の別を記入する。
- ・ 業務欄へは学校以外の勤務歴についても記入する。
- ・ 「上記のとおり相違ありません。」には申請者が署名押印する。
- ・ 「上記のとおり相違ないことを証明します。」は所属長が証明する。
… 現職教員以外の個人の場合 → 勤務先の上司等
… 勤務していないの個人の場合 → 本人以外の成人した者

《教育職員免許状(又は各種免許証)写(様式第5号)》

- ・ 原本どおり正確に記入し、照合に特に正確慎重を期すること。
… 縮小した免許状の写しを貼付し、台紙とにかけて割印を押した物でも可
- ・ 幼稚園や小中学校では、校長及び市町村等教育委員会の2ヶ所で証明を受ける。
… 高等学校では、校長に証明を受ける。
- ・ 「上記のとおり相違ないことを証明します。」は所属長が証明する。
… 現職教員以外の個人の場合 → 勤務先の上司等
… 勤務していないの個人の場合 → 本人以外の成人した者

《その他》

- ・ 提出書類は番号順に一括して左隅上を綴じて提出する。

『 検 定 』

I 提出書類

1. 教育職員免許状検定願書（様式第8号）
 2. 戸籍抄本 ※出願前3ヶ月以内のもの
 3. 誓約書（様式第2号）
 4. 履歴書（様式第3号）
 5. 出願要件調書（様式第9号）
 6. 教育職員免許状(又は各種免許証)写（様式第5号）
※ 出願する免許状の基礎となるものについて記入する。
 7. 身体検査書（様式第10号）
※ 最寄りの医療機関で受診する。
 8. 実務成績証明書（様式第7号）
※ 厳封したもので、開封したものは無効。
※ 中学校、高等学校の他教科申請の場合には、提出は不要
 9. 人物証明書（様式第11号）
※ 厳封したもので、開封したものは無効。
 10. 単位修得証明書
※ 厳封したもので、開封したものは無効。
… 宮城県・仙台市教育委員会及び他都道府県教育委員会が主催する
免許法認定講習に係る単位修得証明書については封を要さない。
- ※ 複数の免許状を同時に出願する場合でも上記の書類をそれぞれ揃える。
「2. 戸籍抄本」についても免許状1枚につき1部揃える。
ただし、「7. 身体検査書」については1部でもよい。

II 手数料

- 5,000円（宮城県収入証紙） …願書の所定の位置に貼付する。
… 検定手数料[1,700円]、授与手数料[3,300円]
※ 収入証紙は外側の枠内に重ねずに貼付する。
◎県外居住者で宮城県収入証紙を購入できない場合
… 郵便小為替を同封 ※郵便小為替にはなにも記入しないこと

III 提出先

1. 宮城県内の現職教員の場合
 - ① 市町村立学校の教員の場合(仙台市を除く)
申請者 ⇒ 学校長 ⇒ 市町村教育委員会 ⇒ 各教育事務所 ⇒ 宮城県教育委員会
 - ② 仙台市立学校の教員の場合
申請者 ⇒ 学校長 ⇒ 仙台市教育委員会 ⇒ 宮城県教育委員会
 - ③ 県立学校の教員の場合(国立大学法人付属学校も含む)
申請者 ⇒ 学校長 ⇒ 宮城県教育委員会
 - ④ 私立学校の教員の場合
申請者 ⇒ 学校長 ⇒ 宮城県総務部私学文書課 ⇒ 宮城県教育委員会
2. 他県の現職教員の場合
申請者 ⇒ 宮城県教育委員会
3. 現職教員でない個人の場合
申請者 ⇒ 宮城県教育委員会

『 検 定 』

Ⅳ 免許状の受付・交付

- ・ 出願受付：毎月 25 日締切 ⇒ 交付：翌月 1 日付
… 4 月～1 月受付(最終締切：1 月 25 日) ※新卒・新採用予定者等を除く

Ⅴ 免許状の受け取り方法

1. 宮城県内の現職教員の場合

Ⅲ. 提出先の逆コースで申請者に届く。

2. 他県の現職教員の場合、現職教員でない個人の場合

◎申請者が直接受け取りに行く場合

申請者 ⇒ 宮城県教育委員会

※ 交付予定月の中旬以降に、あらかじめ連絡を入れること

◎郵送を希望する場合(簡易書留扱い)

- ・ 申請時に返信用封筒(角型 2 号)を提出する。

※ 返信用封筒には切手を添付し、申請者の住所・氏名を記入する。

【切手】免許状 1～2 枚：470 円、免許状 3～4 枚：490 円

Ⅵ 提出書類作成上の留意点

《教育職員免許状検定願書(様式第 8 号)》

- ・ 願書には欄外に必ず連絡先の電話番号を記入する。
- ・ 願書の氏名欄には必ずフリガナを付ける。
- ・ 願書の本籍欄は都道府県以外も全て記入する。
- ・ 「免許状の種類」と「教科」欄は申請する免許状について記入する。
- ・ 免許状の種類は「小学校教諭一種免許状」のように略さず具体的に記入する。

《履歴書(様式第 3 号)》

- ・ 履歴書の本籍欄は都道府県以外も全て記入する。
- ・ 免許状の種類は「小一種」等わかる程度に略称で記入してもよい。
- ・ 免許状の番号は免許状に記載されている番号のとおり記入する。
…「平 12 小一第〇〇〇〇号」のように漢数字は漢数字のままで記入する。
- ・ 免許状の授与年月日は免許状に記載されている年月日を記入する。
- ・ 免許状の授与権者は「宮城県教育委員会」等と記入する。
- ・ 学業欄は小学校入学から記入する。
- ・ 業務欄へは休職又は病気休暇等についてその期間及び理由を記入する。
- ・ 業務欄へは講師及び嘱託等の場合に常勤、非常勤の別を記入する。
- ・ 業務欄へは学校以外の勤務歴についても記入する。
- ・ 「上記のとおり相違ありません。」には申請者が署名押印する。
- ・ 「上記のとおり相違ないことを証明します。」は所属長が証明する。
… 現職教員以外の個人の場合 → 勤務先の上司等
… 勤務していないの個人の場合 → 本人以外の成人した者

『 検 定 』

《 出願要件調書（様式第 9 号） 》

- ・ 免許状の種類は「小学校教諭一種免許状」のように略さず具体的に記入する。
- ・ 出願免許状の種類は、検定を受ける免許状の種類を記入する。
- ・ 基礎欄の免許状の種類は、出願の基礎となる現在所有の免許状について記入する。
- ・ 免許状の番号は免許状に記載されている番号のとおり記入する。
…「平 1 2 小一第〇〇〇〇号」のように漢数字は漢数字のままで記入する。
- ・ 免許状の授与年月日は免許状に記載されている年月日を記入する。
- ・ 免許状の授与権者は免許状に記載されている教育委員会を記入する。
- ・ 授与条件となった資格は「◎◎◎大学卒業 学士の学位」等を記入する。
- ・ 必要年数や必要単位数については出願要件を満たしているか十分に確認すること。
- ・ 単位修得年月日や修得した大学・教育機関については、出願に係る単位についてすべて記入する。…(例)「H10. 8. 31、宮城県・仙台市免許法認定講習」など
- ・ 修得単位名及び単位数については出願要件を満たしているか十分に確認すること。

《 教育職員免許状(又は各種免許証)写（様式第 5 号） 》

- ・ 原本どおり正確に記入し、照合に特に正確慎重を期すること。
… 縮小した免許状の写しを貼付し、台紙とにかけて割印を押した物でも可
- ・ 幼稚園や小中学校では、校長及び市町村等教育委員会の 2 ヶ所で証明を受ける。
… 高等学校では、校長に証明を受ける。
- ・ 「上記のとおり相違ないことを証明します。」は所属長が証明する。
… 現職教員以外の個人の場合 → 勤務先の上司等
… 勤務していないの個人の場合 → 本人以外の成人した者

《 その他 》

- ・ 提出書類は番号順に一括して左隅上を綴じて提出する。

《その他の免許状に関する諸手続きについて》

『 特別免許状 』

I 申請事由等

- ◎ 優れた知識、経験や技能を有する社会人を学校教育に登用し、学校教育の多様化や活性化を図ることを目的とした免許状 ……昭和63年創設
- ◎ 以下の要件のいずれも満たす者について、教育職員の任命又は雇用しようとする者の推薦に基づき、都道府県教育委員会の行う教育職員検定に合格した者に授与される
 - i. 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
 - ii. 社会的信望があり、教員の職務を行うのに必要な熱意と見識を有する者
 - ・ 根拠法令：免許法第5条第2項

II 提出書類

1. 特別免許状授与願書（様式第11号の2）
2. 教育職員の任命又は雇用しようとする者の推薦書 ※所属長等
3. 戸籍抄本 ※出願前3ヶ月以内のもの
4. 誓約書（様式第2号）
5. 履歴書（様式第3号）
6. 身体検査書（様式第10号）
7. 成績証明書、又は担当する教科に関する専門的な知識、経験、技能を有することを証明する書類 ※厳封したもの
8. 人物証明書（様式第11号） ※厳封したもの

III 手数料

5,000円（宮城県収入証紙） ……願書の所定の位置に貼付する。
… 検定手数料[1,700円]、授与手数料[3,300円]

※ 収入証紙は外側の枠内に重ねずに貼付する。

◎ 県外居住者で宮城県収入証紙を購入できない場合

… 郵便小為替を同封 ※郵便小為替にはなにも記入しないこと

IV 提出方法等

- ◎ 他の免許状とは異なり、教育職員検定に相当の期間を要するとともに、宮城県特別免許状審査会に諮問することになる。
- ◎ 出願する際は所属を管轄機関を通し、あらかじめ宮城県教育委員会(教職員課)に相談すること。

《その他の免許状に関する諸手続きについて》

『 臨時免許状 』

I 申請事由等

- ◎ 普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、都道府県教育委員会の行う教育職員検定に合格した者に授与される免許状
 - ・ 根拠法令：免許法第5条第5項

II 提出書類

1. 臨時免許状授与願書（様式第12号）
2. 戸籍抄本 ※出願前3ヶ月以内のもの
3. 誓約書（様式第2号）
4. 履歴書（様式第3号）
5. 身体検査書（様式第10号）
6. 基礎資格証明書 ※卒業証明書でも可
7. 成績証明書 ※実務成績証明書（様式第7号）でも可
8. 人物証明書（様式第11号）
9. 助教諭採用に関する理由書（様式第13号）
10. 所属長の副申書 ※3回目の申請時のみ必要

III 手数料

- 3,400円（宮城県収入証紙） …願書の所定の位置に貼付する。
… 検定手数料[1,700円]、授与手数料[1,700円]
※ 収入証紙は外側の枠内に重ねずに貼付する。
◎ 県外居住者で宮城県収入証紙を購入できない場合
… 郵便小為替を同封 ※郵便小為替にはなにも記入しないこと

IV 提出方法等

1. 宮城県内の現職教員の場合
 - ① 市町村立学校の教員の場合（仙台市を除く）
申請者 ⇒ 学校長 ⇒ 市町村教育委員会 ⇒ 各教育事務所 ⇒ 宮城県教育委員会
 - ② 仙台市立学校の教員の場合
申請者 ⇒ 学校長 ⇒ 仙台市教育委員会 ⇒ 宮城県教育委員会
 - ③ 県立学校の教員の場合（国立大学法人附属学校も含む）
申請者 ⇒ 学校長 ⇒ 宮城県教育委員会
 - ④ 私立学校の教員の場合
申請者 ⇒ 学校長 ⇒ 宮城県総務部私学文書課 ⇒ 宮城県教育委員会
2. 他県の現職教員の場合
申請者 ⇒ 宮城県教育委員会
3. 現職教員でない個人の場合
申請者 ⇒ 宮城県教育委員会

《その他の免許状に関する諸手続きについて》

『 免許状を有しない非常勤講師の届出 』

I 申請事由等

- ◎ 教員の免許状を有しない者を非常勤講師に充てようとする際の届出
 - ・ 根拠法令：免許法第3条の2

II 提出書類

1. 無免許非常勤講師採用届出書（様式第18号の2）
2. 履歴書（様式第3号）
3. 身体検査書（様式第10号）

『 免許外教科の教授担任の許可 』

I 申請事由等

- ◎ 教諭等がやむを得ず免許状を持たない教科の教授担任をする際の許可申請
 - ・ 根拠法令：免許法附則第2項

II 提出書類

1. 免許状教科以外の教科の教授担任許可願書（様式第19号）
2. 全教科別週時数担当状況一覧（別紙）

III 提出方法等

※詳細は例年2月頃に宮城県教育委員会より別途通知を参照

◎市町村立学校の場合（仙台市を除く）

学校長 ⇒ 市町村教育委員会教育長 ⇒ 各教育事務所長[専決]

◎仙台市立中学校・高等学校及び石巻市立高等学校の場合

学校長 ⇒ 市教育委員会教育長 ⇒ 宮城県教育委員会(教職員課)

◎私立学校の場合

学校長 ⇒ 宮城県総務部長(私学文書課) ⇒ 宮城県教育委員会(教職員課)

◎国立大学法人附属学校の場合

学校長 ⇒ 大学長 ⇒ 宮城県教育委員会(教職員課)

記 載 例

経 由	所 属 長	所 轄 庁	教 育 事 務 所
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	印	印	印
現在校		〇〇町立〇〇〇中学校	

様式第1号

教育職員免許状授与願書

平成16年 4月 1日

宮城県教育委員会殿

(ふりがな) 〇〇〇〇 〇〇〇〇
氏 名 〇〇 〇〇

(本人署名又は記名押印)

昭和52年 4月 28日生(男・女)

本 籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

現住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇〇

下記の教育職員免許状を授与されるよう別紙関係書類を添えてお願いします。

記

1 免許状の種類 中学校教諭一種免許状

2 教 科 音楽

宮 城 県
収 入 証 紙
(3,300円)

誓 約 書

平成 16 年 4 月 1 日

宮 城 県 教 育 委 員 会 殿

氏 名 ○ ○ ○ ○

(本人署名又は記名押印)

私は次の各項に該当せず、また提出するいっさいの書類が真実であることを誓約します。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁こ以上の刑に処せられた者
- 3 免許状失効又は免許状取上げの処分を受け、当該失効又は処分の日から3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

履 歴 書						
氏 名	〇 〇 〇 〇		男 ②	昭和52年4月28日生		
本 籍	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇一〇〇					
現 住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇一〇〇					
免 許 状 状 状	授 与 年 月 日	種 類	教 科	番 号	授 与 権 者	
	旧令によるもの	年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
	免許法によるもの	平成11年 3月 31日	小 1		平10小一第650号	〇〇県教育委員会
		平成11年 3月 31日	中 2	音楽	平10中二第365号	〇〇県教育委員会
		平成11年 3月 31日	養学1		平10養学二第30号	〇〇県教育委員会
		年 月 日				
		年 月 日				
学 業	在 学 期 間	学 校 名		部 科 名	卒業修了 中退別	
	昭和58年 4月 1日から 平成元年 3月 31日まで	〇〇市立〇〇小学校			卒業	
	平成元年 4月 1日から 平成4年 3月 31日まで	〇〇市立〇〇中学校			卒業	
	平成4年 4月 10日から 平成7年 3月 1日まで	〇〇県立〇〇高等学校			卒業	
	平成7年 4月 10日から 平成11年 3月 25日まで	〇〇〇大学			卒業	
	年 月 日から 年 月 日まで					
	年 月 日から 年 月 日まで					
	年 月 日から 年 月 日まで					
	年 月 日から 年 月 日まで					
	年 月 日から 年 月 日まで					
	年 月 日から 年 月 日まで					
	年 月 日から 年 月 日まで					

(裏)

	年 月 日	事 項	発 令 庁 等
業 務	平成 12 年 4 月 1 日	〇〇町立〇〇小学校教諭前に補する	〇〇県教育委員会
	平成 15 年 4 月 1 日	〇〇市立〇〇中学校教諭前に補する	〇〇県教育委員会
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
賞 罰	年 月 日	なし	
	年 月 日		

上記のとおり相違ありません。

平成 16 年 4 月 1 日

氏 名 〇〇 〇〇

印

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 16 年 4 月 3 日

〇〇市立〇〇中学校長

所 属 長

〇〇 〇〇

印

備考 免許状の欄 イ 旧令によるものは小本正、中教、免許法によるものは小1、小2のごとく略称で記入してよい

ロ 免許状に関係ある免許証(看護師免許証等)は記入すること。

学業の欄 イ 学業は小学校入学から記入すること。

業務の欄 イ 休職又は病気休暇等についてはその期間及び理由を明示すること。

ロ 講師及び嘱託等の場合に常勤、非常勤の別を記入すること。

ハ 学校以外の勤務についても記入すること。

備考

イ 原本どおり正確に記入すること。(又は縮小した写しを貼付し、台紙とにかけて割印を押すこと。)

ロ この写は最も重要なものの一つであるから、照合に特に正確慎重を期すること。

ニ 虚偽の作成又は照合した者は、教育職員免許法21条の罰則の適用を受ける。

イ 幼稚園、小学校並びに中学校については、校長及び市町村等教育委員会の2ヶ所で照合し、高等学校については、校長が照合する。

実務成績証明書

職名	教諭	氏名	〇〇 〇〇	生年 月日	昭和47年 7月12日生
出免 許状	(種類) 小学校教諭一種免許状	(教科)		現勤 務校	〇〇町立〇〇小学校
基 資 格	(取得年月日) 〇〇〇大学 平成6年3月25日 学士	(免許状)(卒業学校等)	小2,中1(外国語(英語)),養学1		

実務の記録

基礎資格取得以降の実務	期 間		(A) - (B)	勤 務 校	職 名	担任教科	所属部・担任領域
	(A) 年月日から年月日まで	(B) 左記期間中の休職等期間					
	平成6.4.1～10.3.31	(有休)平成9.7.20～9.9.19	3年10月	〇〇町立〇〇中学校	教諭	英語	
	平成10.4.1～11.3.31	なし	1年	〇〇町立〇〇小学校	教諭		
	小 計		4年10月				

最近五年の実務	項目 年度	勤務校	職 名	校務分掌 担任領域	中・高の場合			幼・小の場合			勤務状況			
					担任	担任	担任	担任	学級担任しないとき	担任しなかつた期間	休職等 期 間	病休 日数	欠勤 日数	計
					学年	教科	間 数	学年	の職務	た期間	期 間	日数	日数	
最近五年の実務	11	〇〇町立 〇〇小学校	教諭	〇〇〇〇	()			(4)						0
	12	同上	教諭	〇〇〇〇	()			(5)				7		7
	13	同上	教諭	〇〇〇〇	()			(6)						0
	14	同上	教諭	〇〇〇〇	()			(3)						0
	15	同上	教諭	教務主任	()			()	教務	一年				0

備考 基礎資格取得以降の実務欄

イ 担任教科には、中学校、高等学校、特別支援学校の中部部・高等部及び中等教育学校の場合に担任した教科を記入する。

ロ 所属部・担任領域には、特別支援学校の場合は幼、小、中、高の別及び担任した特別支援教育領域を、中等教育学校の場合は前期課程又は後期課程の別を記入する。

最近五年の実務欄

イ () 内には、特別支援学校の場合は幼、小、中、高の別を、中等教育学校の場合は前期課程又は後期課程の別に応じて前又は後を記入する。

(裏)

実 務 の 成 績						
	観 察 事 項	不十分	やや 不十分	普 通	良 好	優 秀
1	教育上必要な専門的な研究、並びに一般的教養を高めるための努力をしているか					○
2	学校の方針を理解し計画性のある学級、ホームルーム経営に努力をしているか				○	
3	教材研究等教育上の準備はよくやっているか					○
4	教室等環境の整備はゆきとどいているか			○		
5	児童生徒をよく理解し、掌握しているか					○
6	児童生徒の実態に即した指導方法をとっているか					○
7	指導内容は正確であるか				○	
8	評価は適切で、その結果を生かしているか					○
9	家庭との連絡をよくとり、適切な生活指導を行っているか				○	
10	分掌事務を正確迅速に処理しているか				○	
参 考 事 項	継続的且つ系統立てた研究を基に、児童の実態に即した指導方法の工夫改善に成果を上げている。深い教養を有し、また、他言語の語学にも堪能である。					
所 見	本校の教師集団の要であり、同僚や地域社会から深い信頼を得ている。本校教育計画実方色の推進力となって着実な実績を挙げ、勤務成績は良好である。 上記のとおり証明します。 16年4月3日 所 属 長 ○○ 町立 ○○ 小学校長 ○○ ○○ 印					
所 見	上記のとおり証明します。 年 月 日 所 轄 庁 印					

様式第8号

経 由	所 属 長	所 轄 庁	教育事務所
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	印	印	印
現在校		〇〇町立 〇〇小学校	

教 育 職 員 検 定 願 書

平成 16 年 4 月 15 日

宮城県教育委員会殿

(ふりがな)
氏 名 〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇 〇〇

(本人署名又は記名押印)

昭和 47 年 7 月 12 日生 (男・女)

本 籍 〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇丁目 〇-〇〇

現住所 〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇丁目 〇〇-〇〇

教育職員検定(① 出願根拠規定 免許法第6条別表第3備考7
② 準用規定 免許法施行規則第11条)

により下記の免許状を授与されるよう別紙関係書類を添えてお願いします。

記

1 免許状の種類 小学校教育諭一種免許状

2 教 科

宮 城 県
収 入 証 紙
(5,000 円)

出 願 要 件 調 書

勤 務 校	〇〇町立 〇〇 小学校				
職 名	教 言 諭	氏 名	〇〇 〇〇		
出願免許状	(種 類) 小学校教諭一種免許状 (教 科)				
出 願 条 件	根 拠 規 定	別表第3 施行法第 条 改正法附則第5項 (別表第3 備考第17) (準用規定 旧 条)			
基 礎	免 許 状	(種 類) 小学校教諭二種 免許状	(教 科)	(授 与 年 月 日) 平成6年3月31日	
		(番 号)	(授 与 権 者)	根 拠	免許法別表第1 施行法第 条 改正法附則第5項
		平5小二第200号	〇〇県教育委員会		
		授与条件となった資格		資格取得年月日	
	〇〇〇大学卒業 学士の学位		平成6年3月25日		
修 業 年 数	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	大 学	そ の 他 計
	6	3	3	4	16
必 要 単 位 数	必 要 年 数	6	※ 起算年月日		
	必 要 教 科	1	※ 在職年数(A)		
	必 要 教 職	7	※ 差引年数(B)		
	教科又は教職	2	※ A - B		
	そ の 他 計	10	※ 充足年月日		
修得年月日	単位を修得した大学・教育機関		修得年月日	単位を修得した大学・教育機関	
H10.8.31	〇〇県・〇〇市免許法認定講習				
H11.8.31	同上				
H12.8.31	同上				
H13.8.31	同上				
H14.8.30	同上				
H14.8.25	〇〇大学通信教育科目等履修生				
教 科	教 職	そ の 他			
社 会	1	発達心理学	2		
算 数	1	社会科教材研究法	1		
		算数科教材研究法	1		
		生活科教材研究法	1		
		道徳の指導法	1		
		教育相談の理論	2		
小 計	2	小 計	8	小 計	10

備考 ※印の欄は記入を要しない。

身体検査書

本 籍

住 所

氏 名

年 月 日 生

身 長	. cm	体 重	. kg
-----	------	-----	------

胸 囲	. cm	
-----	------	--

聴 力	右		視 力	右	.	矯 正 視 力	右	.
	左			左	.		左	.

疾 病 異 常	
---------	--

そ の 他 特 記 す べ き 事 項	
---------------------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

住 所

医 師

氏 名

印

人 物 証 明 書

勤務校	〇〇町立〇〇小学校		職名	教 諭	氏名	〇〇 〇〇 昭和47年 7月 12日生	
観 察 事 項 (該当欄に○を付 けること。)							
	1	2	3	4	5		
責任感	ややもすれば責任を回避しがちである	責任をはたすが不十分である	責任をはたす	責任を十分にはたす	〇	責任を積極的にしかも完全にはたす	
協調性	協力して仕事をするのが少ない	協力して仕事をするが範囲がせまい	協力して仕事をする	多くの人と協力して仕事をする	〇	すべての人と積極的に協力して仕事をする	
計画性	計画性が少なく着眼性もあまりよくない	着眼はよいが計画性がやや少ない	計画性がある	計画性があり着眼も良好である	〇	すぐれた計画性があり着眼もよく計画は周到である	
信頼度	誠実さにやや欠けるところがあり信頼がうすい	一応信頼されるがいくらか誠実に欠けるところがある	誠実で信頼される	誠実で人々からの信頼があつい		誠実で多くの人々から全面的に信頼される	〇
判断力	ややもすれば判断に正確を欠くことがある	おおむね中正な判断をするが適確とはいえない	中正な判断をする	中正で適確な判断をする		あらゆる場合に中正で適確な判断をする	〇
言 動	言動に慎重を欠きがちである	言動に慎重であるがやや明快さや節度に欠けるところがある	言語、動作とも普通である	言語は明快で動作に節度がある	〇	言動に非常に明快で動作に節度があり品位も失わない	
この人の特性・能力・態度等で特記したい事項		学生時代に、複数の国でボランティア活動を行った経験を持っている。世界の多様な成り立ち、人々の多様な生き方を肌身を持って理解している。また、児童理解も個に応じて深遠である。					
所 見 豊かな教養を有し、教育者としての深い使命と重い職責を自覚しながら日々精進している。 教員として、優れた適格性を持っている。 上記のとおり証明します。 〇〇町立〇〇小学校 平成 16 年 4 月 17 日 所属長 校長 〇〇 〇〇 印							
所 見 上記のとおり証明します。 年 月 日 所 轄 庁 印							

経 由	所属校	所屬庁	教育事務所
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	印	印	印
現在校		学校	

臨時免許状授与願書

平成16年5月7日

宮城県教育委員会殿

(ふりがな)
氏 名 エスター・リヒテンブルグ

(本人署名又は記名押印)

1975年 7 月 26 日生(男・女)

本 籍 ドイツ リヒテンブルグ州

現住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇-〇

下記の免許状を授与されるよう関係書類を添えて
お願いします。

記

- 1 免許状の種類 高等 学校助教諭免許状
- 2 教 科 外国語(ドイツ語)

宮 城 県
収入証紙
(3,400円)

助教諭採用に関する理由書

平成 16 年 5 月 7 日

宮城県教育委員会 殿

所属長 ○○高等学校長 ○○○○ 印

所轄庁 学校法人○○学園 印

理事長 ○○ ○○

エスター・リヒテンブルクを助教諭として採用しなければならない理由は下記のとおりです。

記

- 1 本学園高等学校教諭 ○○○○ が病気休職段を取得する。
- 2 当該教科の免許状所有者を探したが、適切な者を採用することができなかった。
- 3 エスター・リヒテンブルクは、○○大学を卒業し、○○記念会館で勤務した後に日独協会に勤務した経歴を持っている。日本語に堪能で、独語を母国語としない者への独語の教授法に優れ、人物としても申し分ないので是非採用したい。

○希望発令 16 年 5 月 20 日

○種 別 産代 育代 (病代) 欠代 (欠代理由:)

○同一校種・同一教科での既発行回数 (|) 回

備考 産休代替教員の場合は希望発令年月日を記入すること

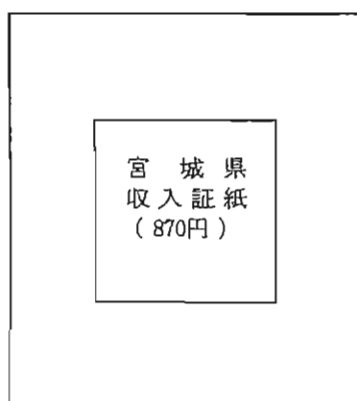
様式第16号

経 由	所属長	所轄庁	教育事務所
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	印	印	印
現在校		〇〇町立 〇〇小、学校	

教育職員免許状書換願書

16年 4月 15日

宮城県教育委員会殿



(ふりがな)
新氏名

〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇 〇〇

(本人署名又は記名押印)

昭和48年 2月28日生(男・女)

本籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇〇

現住所 同上

平成 16年 3月30日付で戸籍事項に異動がありましたので、下記教育職員免許状の書換を別紙関係書類を添えてお願いします。

1. 理由 婚姻による改姓転籍

2. 異動前の本籍及び氏名 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇町 〇-〇〇

〇〇 〇〇

記

免 許 状	種 類	高等学校教諭一種免許状
	取得根拠	免許法第5条
	教 科	地理歴史
	番 号	平6高一第300号
	授与年月日	平成7年3月31日
	授与権者	宮城県教育委員会

様式第17号

経 由	所 属 長	所 轄 庁	教育事務所
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	印	印	印
現在校	〇〇市立 〇〇 中 学校		

教 育 職 員 免 許 状 再 交 付 願 書

平成 16 年 5 月 | 日

宮 城 県 教 育 委 員 会 殿

宮 城 県
収 入 証 紙
(1100円県証紙)

(ふりがな) 氏 名 〇〇〇〇 〇〇〇〇

(本人署名又は記名押印)

昭和 30 年 4 月 22 日 生 (男) 女

本 籍 〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇丁目 〇〇-〇〇
現住所 同上

下記の免許状を紛失（破損）したので再交付されるよう別紙関係書類を添えてお願いします。

記

免 許 状	種 類	高等学校教諭一種免許状
	取 得 根 拠	免許法第5条
	教 科	理科
	番 号	昭52高二普第100号
	授与年月日	昭和53年3月31日
	授与権者	宮城県教育委員会

再 交 付 の 理 由 書

平成 16 年 2 月 1 日

宮 城 県 教 育 委 員 会 殿

(ふりがな) ○○○○ ○○○○
氏 名 ○ ○ ○ ○
(本人署名又は記名押印)

昭和 30 年 4 月 22 日生

教育職員免許状の再交付願を提出する理由は下記のとおりです。

記

平成16年1月15日に空き巣の被害を受け、家財と一緒に持ち去られました。

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 16 年 1 月 20 日

証 明 者 ○○ 警察署長 印

年	月	日証第	号
---	---	-----	---

教育職員免許状授与（交付）証明書交付願書

平成 20 年 4 月 1 日

宮城県教育委員会殿

本籍地（都道府県のみ）〇〇県

住所又は勤務校 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

氏 名 〇〇 〇〇

（本人署名又は記名押印）

昭和 22 年 6 月 2 日生

次の理由により下記免許状授与（交付）証明書の交付をお願いします。

理由 勤務先に提出

記

免許状の種類	教科	免許状番号	授与（交付）年月日
小学校教諭一級 普通免許状		昭44小1普 第 200号	昭45年 3月31日
中学校教諭一級 普通免許状	理科	昭44中1普 第 185号	昭45年 3月31日
高等学校教諭二級 普通免許状	理科	昭44高2普 第 1105号	昭45年 3月31日
		第 号	年 月 日

＜『栄養教諭免許状』検定出願の場合の各様式記載例＞

※「誓約書」・「履歴書(裏面)」・「身体検査書」

ならびに「人物証明書」については省略

経 由	所 属 長	所 轄 庁	教育事務所
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	印	印	印
現在校	富谷町立大童小 学校		

様式第8号

教 育 職 員 検 定 願 書

平成 20 年 10 月 30 日

宮城県教育委員会 殿

(ふりがな) わか ば みどり
氏 名 若 葉 緑

(本人署名又は記名押印)

昭和 51 年 9 月 9 日 生 (男・☒女)

本 籍 仙台市青葉区本町三丁目 8-100

現住所 仙台市青葉区堤通南宮町 4-170

教育職員検定(¹ 出願根拠規定 ² 準用規定) 免許法 附則第18項
免許法 施行規則第6項

により下記の免許状を授与されるよう別紙関係書類を添えてお願いします。

記

1 免許状の種類 栄養教諭二種免許状

2 教 科

宮 城 県
収 入 証 紙
(5,000 円)

履 歴 書

氏 名	若 葉 緑		男 ④	昭和51年 9月 9日生		
本 籍	仙台市青葉区本町三丁目8-100					
現 住 所	仙台市青葉区堤通雨宮町4-170					
免 許 状	授 与 年 月 日		種 類	教 科	番 号	授 与 権 者
	旧 令 に よ る も の	年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
	免 許 法 に よ る も の	平成11年 3月 27日	栄養士免許証		54321	宮城県知事
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
学 業	在 学 期 間		学 校 名		部 科 名	卒業修了 中 退 別
	昭和58年 4月 1日	から	仙台市立通北小学校			卒業
	平成元年 3月 31日	日まで	仙台市立紙杉山中学校			卒業
	平成元年 3月 31日	日まで	宮城県宮市高等学校			卒業
	平成4年 3月 1日	日まで	仙台大学		体育学部 運動栄養学科	卒業
	平成7年 4月 8日	から				
	平成11年 3月 17日	日まで				
	年 月 日	から				
	年 月 日	日まで				
	年 月 日	から				
	年 月 日	日まで				
	年 月 日	から				
	年 月 日	日まで				

出 願 要 件 調 書

勤 務 校	富谷町立 大童小学校					
職 名	技 師		氏 名	若 葉 緑		
出願免許状	(種 類) 栄養教諭二種免許状			(教 科)		
出 願 条 件	根 拠 規 定	別表第 附則第18項 施行法第 条 改正法附則第5項		(別表第3 備考第)	(準用規定 旧 条)	
基 礎	免 許 状	(種 類) 栄養士免許証	(教 科)	(授 与 年 月 日) 平成11年3月27日		
		(番 号) 54321	(授 与 権 者) 宮城県知事	根 拠	免許法別表第 施行法第 条 改正法附則第5項	
	授 与 条 件 と な っ た 資 格			資 格 取 得 年 月 日		
	仙台大学卒業 学士の学位			平成11年3月17日		
修 業 年 数	小 学 校 6	中 学 校 3	高 等 学 校 3	大 学 4	そ の 他	計 16
必 要 年 数	3		※ 起算年月日			
必 要 単 位 数	教 科			※ 在職年数(A)		
	教 職	6		※ 差引年数(B)		
	教科又は教職			※ A-B		
	そ の 他	2		※ 充足年月日		
計	8					
修得年月日	単位を修得した大学・教育機関		修得年月日	単位を修得した大学・教育機関		
H17.8.31	栄養教諭免許状取得に係る教職職員免許法認定講習					
H18.12.15	同上					
教 科	教 職		そ の 他			
	教職の意義及び教員の役割		/	栄養に係る教育に関する科目		2
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		/			
	教育課程の意義及び編成の方法		/			
	教育に関する社会的・制度的又は経営的事項		/			
	生徒指導の理論及び方法		/			
	栄養教育実習		/			
小 計	小 計		6	小 計	2	
				合 計	8	

備 考 ※印の欄は記入を要しない。

教育職員免許状（又は各種免許証） 写

印

職印

栄養士名簿登録番号 第五四三二一号
栄養士名簿登録年月日 平成十一年三月二十七日

栄養士免許証

本籍地 宮城県
若 葉 緑

昭和五十一年九月九日生

栄養士法(昭和二十二年法律
第二百四十五号)により免許
された栄養士であることを
証明する

平成十一年三月二十七日

宮城県知事 浅乃 五郎

職印

(表)

(裏)

上記は原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

所 属 長

年 月 日

所 轄 庁

印

印

備 考

イ 原本どおり正確に記入すること。（又は縮小した写しを貼付し、台紙とにかけて割印を押すこと。）

ロ この写は最も重要なものの一つであるから、照合に特に正確慎重を期すること。

ニ 虚偽の作成又は照合した者は、教育職員免許法 21 条の罰則の適用を受ける。

イ 幼稚園、小学校並びに中学校については、校長及び市町村等教育委員会の2ヶ所で照合し、高等学校については、校長が照合する。

例－19

(表)

実務成績証明書														
職 名	技 師		氏 名	若 葉 緑		生 年 月 日	昭和51年9月9日生							
出 願 免 許 状	(種 類) 栄養教諭二種免許状		(教 科)			現 在 勤 務 校	富谷町立大童小学校							
基 礎 資 格	(取 得 年 月 日) 平成11年3月27日		(免 許 状)		栄養士免許	(卒 業 学 校 等)		仙台大学体育学部運動栄養学科						
実 務 の 記 録														
基礎資格取得以降の実務 (最近五か年を除く)	期 間		(A) 年月日から年月日まで	(B) 左記期間中の 休 職 等 期 間	(A) - (B)	勤 務 校	職 名	担任教科	所 属 部 ・ 担 任 領 域					
	平成13.4.1 ~ 16.3.31		なし	3年	富谷町立大童小学校	技師			学校給食 栄養士					
小 計														
最近五 か年 の 実 務	項 目 年度	勤 務 校	職 名	校務分掌 担任領域	中・高 の 場 合			小・中 の 場 合		勤 務 状 況				
					担任	担任	担任	担任	学級担任 しないときの 職務	担任し なかった期間	休職等 期 間	病休 日数	欠勤 日数	計
	16	富谷町立大童小学校	技師	学校給食栄養士	()			()						0
	17	富谷町立大童小学校	技師	学校給食栄養士	()			()						0
	18	同上	技師	同上	()			()						0
	19	同上	技師	同上	()			()						0
	20	同上	技師	同上	()			()						0

備考 基礎資格取得以降の実務欄

イ 担任教科には、中学校、高等学校、特別支援学校の中等部・高等部及び中等教育学校の場合に担任した教科を記入する。

ロ 所 属 部 ・ 担 任 領 域 には、特別支援学校の場合は幼、小、中、高の別及び担任した特別支援教育領域を、中等教育学校の場合は前期課程又は後期課程の別を記入する。

最近五か年の実務欄

イ () 内には、特別支援学校の場合は幼、小、中、高の別を、中等教育学校の場合は前期課程及び後期課程の別に応じて前又は後を記入する。

「実務成績証明書」裏面（栄養教諭免許状検定出願用）

実 務 の 成 績						
	観 察 事 項	不十分	やや 不十分	普 通	良 好	優 秀
1	食や栄養の研究・研修に努めるとともに、一般的教養を高めるための努力をしているか					
2	学校給食における所要栄養量、食品構成表及び献立の作成等の栄養管理を適切に行っているか					
3	食材の選定、購入、検収及び保管を適切に行っているか					
4	調理員の衛生、施設・設備の衛生及び食品衛生等の衛生管理はゆきとどいているか					
5	児童生徒の食に関する状況を把握するなど、児童生徒をよく理解しているか					
6	食や栄養の専門的立場から担任教諭等を補佐して、児童生徒に対する集団又は個別の指導方法は適切か					
7	指導内容は正確であるか					
8	学校給食の安全と食事内容の向上のため、検食の実施及び検査用保存食の管理は適切か					
9	家庭への健康や食生活に関する情報提供に努め、連携を図っているか					
10	分掌事務を正確迅速に処理しているか					
参考事項						
所 見 上記のとおり証明します。 年 月 日 所 属 長 印						
所 見 上記のとおり証明します。 年 月 日 所 轄 庁 印						

教員免許更新制度の概要

教員免許更新制について

1. はじめに

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されることになった。

教員免許更新制のもっとも基本的なポイントは次の4つである。

- ①更新制の目的は、その時々で教員として必要な最新の知識技能を身につけること。
- ②平成21年4月1日以降に授与された教員免許状に10年間の有効期間が付されること。
- ③2年間で30時間以上の免許状更新講習の受講・修了が必要となること。
- ④平成21年3月31日以前に免許状を取得した者にも更新制の基本的な枠組みを適用すること。

2. 教員免許更新制の目的

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものである。不適格教員を排除することを目的としたものではない。

3. 免許状の有効期間

(1) 新免許状(平成21年4月1日以降(更新制導入後)に授与される免許状)の場合

普通免許状または特別免許状の有効期間は、所要資格を得てから10年後の年度末までである。

※ 「所要資格を得て」とは、免許状の授与に必要な学位と単位を満たした状態のことをいう。

例えば平成25年3月31日に所要資格を得た後に授与される免許状は全て、平成35年3月31日まで有効となる。

つまり、平成25年3月31日に所要資格を得た者が、平成30年になってから免許状授与の申請を行い、3月31日に授与された場合でも、平成35年の3月31日が有効期間の満了日になる。

よって、大学の教職課程で単位を取り終えた後、都道府県教育委員会に授与の申請しないままであっても、授与される免許状の有効期間の満了日は同じである。

(2) 旧免許状(平成21年3月31日以前(更新制導入前)に授与された免許状)の場合

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状または特別免許状を有する者の免許状には、引き続き有効期間の定めがないものとする。

ただし、更新講習の受講義務がある者で、修了確認期限までに更新講習の修了確認を受けなかった場合には、免許状はその効力を失う。

i) 栄養教諭免許状以外の旧免許状を持っている場合

旧免許状については、有効期間の定めがないことから、最初の修了確認期限が表1のように割り振られることになる。

表1：最初の修了確認期限

受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習 受講期間
①昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日 (20年度実施の予備講習受講により受講義務の一部または全部が免除可能)
②昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日
③昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日
④昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日
⑤昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日
⑥昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日
⑦昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日
⑧昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日
⑨昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日
⑩昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日

表１の振り分けは、平成２１年４月からの１０年間で、旧免許状を持っている者全員に更新講習を受講・修了するために行ったものである。

よって、①～⑩における日が、持っている免許状を授与された日から１０年経っていない場合は、修了確認期限が免許状を授与された日から１０年後になるよう延期する申請を行うことができる。

例えば、平成１８年５月１日に免許状を授与された者が表１の①に該当する場合、最初の修了確認期限は平成２３年３月３１日となる。しかし、この者は平成２３年３月３１日の時点では免許状を授与されてから約５年しか経っていない。

そこで、免許管理者に対して修了確認期限の延期を申請することによって、修了確認期限を免許状を授与された日の翌日からかぞえて１０年後、つまり平成１８年５月２日から数えて１０年後にあたる平成２８年５月１日に延期することができる。

ii) 栄養教諭免許状のみを持っている場合

栄養教諭免許状は平成１６年度に創設された免許状であるため、表１の割り振りを適用せず、表２のとおりとする。

表２：栄養教諭免許状を持つ者の最初の修了確認期限

免許状を授与された日	最初の修了確認期限	免許状更新講習 受講期間
①平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日 ～平成28年1月31日
②平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日 ～平成29年1月31日
③平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日 ～平成30年1月31日
④平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日 ～平成31年1月31日

iii) 栄養教諭免許状とそれ以外の免許状を持っている場合

栄養教諭の旧免許状とそれ以外の旧免許状の両方を持っている方は表１と表２、どちらにしたがえばよいのかということになるが、この場合は表２の整理に従い、受講することになる。

ただし、i) ii) で定められた修了確認期限が、免許状を授与されてから１０年経過していない場合は修了確認期限の延期の申請を行うことが可能である。

(3) 失効

有効期間の満了日(修了確認期限)までに更新講習を受講・修了しなかった場合には免許状は失効することになる。 その場合の扱いについては次の４通りである。＜表３参照＞

(a) 旧免許状を持つ者の場合

i) 更新講習の受講対象者に該当しない場合

この場合は、更新講習を修了せずに修了確認期限を経過しても免許状は失効せず、免許状を免許管理者に返納する必要はない。

ただし、その後、教員採用内定を得るなど、受講対象者になった場合でも、更新講習を受講・修了しなければ教壇に立つことはできない。

ii) 更新講習の受講対象者に該当し、受講義務がある者の場合

更新講習を受講・修了しないまま修了確認期限を過ぎた場合、免許状は失効することとなり、免許状を免許管理者に返納する必要がある。

修了確認期限が過ぎて、免許状が失効した場合でも、更新講習を受講・修了することによって、有効な免許状を再び取得することができる。

なお、旧免許状は失効した際に返納しているため、再授与される免許状は有効期間の付いた新免許状となる。

※ 更新講習の受講義務がある者は以下のとおり。

- ① 現職教員（校長・副校長・教頭を含む）
- ② 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- ③ ②に準ずる者として免許管理者が定める者
- ④ 文部科学大臣が別に定める者

iii) 更新講習の受講対象者に該当するが受講義務がない者の場合

この場合は、更新講習を修了せずに修了確認期限を経過しても免許状は失効せず、免許状を免許管理者に返納する必要はない。

ただし、その後、更新講習を受講・修了しなければ教育職員になることはできない。

(b) 新免許状を持つ者の場合

新免許状を持っている場合は受講対象者であるか否かにかかわらず、更新講習を受講・修了しなかった場合は失効することになるが、免許状を見れば有効期間が満了していることが分かるので返納する必要はない。

免許状が失効した場合でも、更新講習を受講・修了することによって、有効な免許状を再び取得することができる。

なお、免許状が失効した場合(修了確認期限までに更新講習を修了していない場合)でも、免許状を取得した際に、授与の基礎となった教職課程の単位まで無効にはならない。

よって、改めて大学で教職課程を受講し単位を取得する必要はなく、更新講習を受講・修了するだけで、免許状の再授与を受けることができる。

表 3：免許状の失効・再授与

(a) i) 旧免許状 (現職教員等以外)	(a) ii) 旧免許状 (現職教員等)	(a) iii) 旧免許状 (受講非義務者)	(b) 新免許状
更新講習を受講できないため修了確認期限を過ぎても失効せず	修了確認期限までに更新講習を受講・修了しなかった場合、失効	更新講習の受講義務はないため修了確認期限を過ぎても失効せず	有効期限までに更新講習を受講・修了しなかった場合、失効
免許状を返納する必要なし	失効した場合は免許管理者に免許状を返納	免許状を返納する必要なし	免許状を返納する必要なし
教員採用内定を得るなど、更新講習を受講可能となった後、更新講習を受講・修了すれば教壇に立つことができる	更新講習を受講・修了することによって新たに有効な新免許状を再授与される	更新講習を受講・修了しなければ教育職員になることはできない	更新講習を受講・修了することによって新たに有効な新免許状を再授与される

(4) 非違行為を行ったことなどによる失効との違い

①更新講習を受講・修了しなかったことに基づく失効と、②教育職員免許法第10条、第11条に基づく失効は別のものである。

②の場合はその後3年間は新たな免許状の授与を受けることはできないが、①の場合は更新講習を受講・修了すれば有効な免許状の授与を受けることができる。

(5) 免許状の効力に関する補足

i) 履歴書の記載について

免許状が失効した場合(修了確認期限までに更新講習を受講・修了していない場合)、履歴書などに教員免許を所持している旨の記載はできなくなるのか、という点である。

更新講習を受講しなかったことによる失効は前述したとおり、免許状を取得した際に、授与の基礎となった教職課程の単位まで無効にするものではない。よって、履歴書などに教員免許を所持している旨の記載することは可能である。

ただし、更新講習を受講する必要がある旨を併記する必要がある。

ii) 教員採用選考試験の受験について

教員採用選考試験では、免許取得(見込み)が受験資格になっていることから、

○有効期間が満了して免許状が失効している人(修了確認期限までに更新講習を受講・修了していない人)も、教員採用選考試験を受験できるのか

○免許状が失効した人(修了確認期限までに更新講習を修了していない人)が採用で不利にならないような措置・通達などは講じられるのか

が問題となる。文部科学省は、教育委員会などの教員の任命権者に対して、免許状が失効している(修了確認期限までに更新講習を受講・修了していない)ことをもって、教員採用試験において受験させないことや不合格とすることがないよう通知している。

4. 免許状更新講習の受講対象者

(1) 受講対象者

更新講習の受講対象者は、普通免許状又は特別免許状を有する者で、以下に該当する者である。

- ①現職教員（校長、副校長、教頭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く）
- ②実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
- ③教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- ④③に準ずる者として免許管理者が定める者
また、今後教員になる可能性が高い者として、
- ⑤ 教員採用内定者
- ⑥ 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに登載されている者
- ⑦ 過去に教員として勤務した経験のある者
- ⑧ 認定こども園又は幼稚園も設置している者が設置する保育所などで勤務している場合に限り、幼稚園教諭免許状を有している保育士

も更新講習を受講することができる。

(2) 証明

更新講習を受講する際には受講対象者であることを証明する必要がある。受講対象者は、

- ①身分証など本人確認を行うことができる書類
- ②勤務する学校の校長、その者を雇用しようとする者、または臨時任用（または非常勤）教員リストを作成している者などが行う受講対象者であることの証明のための書類を持って開設者に受講を申し込むことになる。

5. 更新講習の免除対象者

免許状更新講習を受講せずに免許管理者に申請を行うことによって免許状を更新できる者（免除対象者）は次のとおり。

①教員を指導する立場にある者

- ・ 校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭または指導教諭
- ・ 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- ・ 免許状更新講習の講師となっている者 など

②優秀教員表彰者

文部科学大臣、教育委員会などから、各教科の指導法または生徒指導その他その者の所持する免許状に関係する知識技能が優秀であることについて表彰を受けたことのある者。

ただし、優秀教員表彰を受けた後の1回のみが免除の対象となる。

注意しなければならないのは、免除対象者にあたる場合でも、免許管理者に免許状の更新手続に関する申請を行わなければならないということである。

申請をしなかった場合及び講習を修了しなかった場合は、免許状は失効することになる。

上記に掲げる者でも、知識技能が不十分である場合は免除対象とはならない。

※ 旧免許状所持者の場合、免除の対象となるのは、更新講習の受講義務がある者のみとなる。

6. 有効期間の更新(更新講習修了確認)

○免許更新の具体的な流れ

教員免許は個人の資格なので、手続は基本的には全て個人で行うことになる。

※ 更新講習の受講対象者については前ページを確認。

(1) 新免許状(平成21年4月1日以降(更新制導入後)に授与される免許状)の場合の手続きの流れ

①所持している免許状の有効期間の満了日を確認する。

有効期間の異なる免許状を持っている場合は、その最も遅く満了するものが全ての有効期間となる。



②有効期間の延長が可能な理由に該当する場合や、更新講習の免除対象者に該当する場合には免許管理者にそのために必要な申請をする。



③有効期間満了前の2年間に、大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了する。

受講にあたっては、更新講習の開設状況を確認し、各人で、希望する更新講習の開設者に申し込む。

※更新講習の開設状況は各更新講習開設者や文部科学省のホームページを確認。



④更新講習を修了したことを免許管理者に申請し、免許状の有効期間の更新を受ける。

※免許管理者とは、現職教員、教育委員会の職員等は勤務地の都道府県教育委員会、現職教員(校長、副校長、教頭を含む。)、教育委員会又は教育機関の職員、元教員で任命権者等の要請によって地方公共団体、国立大学法人、公立大学法人、学校法人で勤務している等以外は住所地の都道府県教育委員会になるので、②④の申請はそちらで行う。

(2) 旧免許状(平成21年3月31日以前(更新制導入前)に授与された免許状)の場合の
手続きの流れ

①最初の修了確認期限がいつになるのかを文部科学省令を見て確認する。

※文部科学省令とは、「教育職員免許法施行規則」のことを指す。



②修了確認期限の延期が可能な理由に該当する場合や、更新講習の免除対象者に該当する場合にはそのために必要な免許管理者に申請する。



③修了確認期限前の2年間に、大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了する。

受講にあたっては、更新講習の開設状況を確認し、各人で、受講を希望する更新講習の開設者に申し込む。

※更新講習の開設状況は各更新講習開設者や文部科学省のホームページを確認する。



④更新講習を修了したことを免許管理者に申請し、更新講習修了確認を受ける。

※免許管理者とは、現職教員、教育委員会の職員等は勤務地の都道府県教育委員会、現職教員等以外は住所地の都道府県教育委員会になるので、②④の申請はそちらで行う。

(3) 更新講習の受講期間に関する注意点

更新の手続を行う上で、気を付けたいのは、更新講習の受講期間はいつから始まるのかということである。

例として有効期間が平成35年3月31日である免許状の場合、更新講習の受講期間は平成33年2月1日から平成35年1月31日になる。更新や免除対象者であることの申請もこの期間に行う。

有効期間の満了日の2ヶ月前までを受講期間とするのは、免許管理者の行う更新事務手続に2ヶ月程度の時間が必要になるためである。

したがって、この場合の更新講習は平成35年1月31日までに受講・修了しなければならない。

よって、申請の期限を過ぎると更新事務手続を受け付けられなくなるので、注意が必要である。

7. 免許状更新講習の概要

免許状更新講習とは、文部科学大臣の認定を受けて大学などが開設する、最新の知識技能の修得を目的とする講習のことを指す。

(1) 免許状更新講習を開設できる者

①大学・大学共同利用機関

更新講習は大学を中心として開設される。したがって、ほとんどの者は大学で更新講習を受講することになる。

②指定教員養成機関

③都道府県・政令指定都市・中核市教育委員会

④文部科学大臣が指定する法人（独立行政法人、公益法人など）

（２）免許状更新講習の実施形態

更新講習は基本的に長期休業期間中や土日に開講される。また、通信・インターネットや放送による形態なども認められる。

（３）免許状更新講習の講師

免許状更新講習の講師を担当することのできる者は次のとおりである。

①大学の教授・准教授・講師など

②指定教員養成機関、大学共同利用機関の職員など

③指導主事など教育委員会で専門的事項の指導等を行っている者

④文部科学大臣が上記の者に準ずる者として認める者（教員及び教員であった者（※ただし、免除対象として免許管理者が認めた者と同等以上の知識技能を有する者）など）

（４）免許状更新講習の内容

i) 更新講習の内容

免許状更新講習の内容は大きく分けて次の２つに分けられる。

①教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項（以下「教育の最新事情」という。）

すべての教員に共通する事項を扱うものである。具体的には、「教職についての省察」「子どもの変化についての理解」「教育政策の動向についての理解」「学校の内外での連携協力についての理解」を主な内容とする。

②教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項

学校種・教科種などに応じた内容を扱うものである。各教科の指導法やその背景となる専門的内容、生徒指導等、幼児・児童・生徒に対する指導力に係る各論的な内容を中心に扱う。

ii) 更新講習の受講時間

更新講習はあわせて３０時間以上受講・修了する必要がある。

このうち、

①「教育の最新事情に関する事項」については１２時間以上

②「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」については１８時間以上それぞれ受講・修了することが必要。

iii) 更新講習の受講イメージ

更新講習は基本的に大学が中心として開設する。よって、受講する場合は、受講する講習を選択し、各人で各開設者に受講料を支払い、直接申し込むことになる。

また、更新講習は、出身大学や教職課程を履修した大学以外で受講することや、在住する都道府県以外にある大学で受講することも可能である。

更新講習の開設の例

A 大学

領域	講座名	時間数	開設日
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項	救急活動講座(養護教諭対象)	6 時間×1 日	5～7 月の土、日
	食育の指導法(栄養教諭対象)	6 時間×2 日 (セットで開講)	7・9 月の土・日
	小学校での英語教育講座	6 時間×1 日	1 2 月第 1～4 週の土、日、祝
	発達障害への対応	6 時間×3 日 (セットで開講)	8 月第 1～4 週の 月～水、木～土

B 大学

領域	講座名	時間数	開設日
教育の最新事情に関する事項	教育状況の変化への対応	6 時間×2 日 (セットで開講)	6 月第 1～4 週の土・日
			8 月第 1～4 週の 月・水、金・日
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項	幼児教育に関する先端研究	6 時間×1 日	5～7 月の土、日、祝
	小学校算数の研究	6 時間×1 日	8 月第 1～4 週の月・水・金

C 大学

領域	講座名	時間数	開設日
教育の最新事情に関する事項	教育の最新事情	6 時間×2 日 (セットで開講)	5 月第 2 週の土・日
			8 月第 2～3 週の 木・金、土・日
			1 0 月第 3～4 週の土・日
教科指導、生徒他教育の充実に関する事項	小学校体育の指導法	6 時間×1 日	5～7 月の土、日、祝
	化学に関する最新の研究成果	6 時間×3 日 (セットで開講)	8 月第 1～4 週の 月～水、木～土
	教育相談・生徒指導の理論と方法	6 時間×2 日 (セットで開講)	1 1 月第 1～4 週の土・日

※ 毎週土日に「教育の最新事情に関する事項」及び「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について講座を開講

上記のように、開設者によっては、「教育の最新事情に関する事項」及び「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」のいずれか一方の領域のみ開講するところもあれば、両方の領域を開講するところもあるので注意が必要である。

「教育の最新事情に関する事項」については、12時間以上セットで開講されることになるので、いずれかの開設者でまとめて受講することになる。

また、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」については、必要な講座を選択することになる。

例えば、小学校教諭免許状を持つ場合に、7月第4週の土曜日にC大学で「小学校体育の指導法」を、8月第1週の金曜日にB大学で「小学校算数の研究」を、12月第1週の日曜日にA大学で「小学校での英語教育講座」を、それぞれ受講する、ということができる。

「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」については、どの講習を受講すべきかは、実際に担当している教科などを踏まえ、選択することになる。

新免許状を持っている者の場合は、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」については、教諭（特別支援学校教諭を含む）の免許状を持っている場合は教諭を、養護教諭の免許状を持っている場合は養護教諭を、栄養教諭の免許状を持っている場合は栄養教諭を主な受講対象者とする更新講習を受講・修了することが必要である。

特別支援学校教諭の免許状については、養護教諭及び栄養教諭の免許状の場合とは異なり、必ずしも特別支援学校教諭を主な受講対象者とする更新講習を受講する必要はない。

ただ、できるだけ特別支援学校教諭を主な受講対象者とする更新講習を受講・修了すること。

旧免許状を持っている者の場合は「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」については、教諭（特別支援学校教諭を含む）野「職」にある場合は教諭を、養護教諭の「職」にある場合は養護教諭を、栄養教諭の「職」にある場合は栄養教諭を主な受講対象者とする更新講習を受講することが必要である。

（5）免許状更新講習の修了認定について

更新講習の修了認定は、開設者が試験を実施し、文部科学大臣が告示する到達目標に掲げる内容について適切な理解が得られていることが修了認定試験において認められた場合に行う。

複数の大学で更新講習を受講した場合は、大学ごとに履修認定を行うことになる。

（6）講習時の服務について

職務に専念する義務の免除（職専免）に該当するかどうかは、各市町村教育委員会に確認する。

8. 有効期間の延長(修了確認期限の延期)

免許管理者は、やむを得ない事由により免許状更新講習の課程を修了できないと認められるときは、相当の期間を定めて、免許状の有効期間を延長(旧免許状の場合は修了確認期限を延期)することができる。

この場合は必ず免許管理者に申請を行う必要があるので、注意が必要である。

ここでいう「やむを得ない事由」とは次のとおりである。

- ①指導改善研修中であること
- ②休職中であること
- ③産休、育休、病気休暇、介護休暇中であること
- ④地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること
- ⑤海外派遣中であること
- ⑥専修免許状の取得のための課程に在籍していること
- ⑦教員となった日から有効期間の満了の日（または修了確認期限）までの期間が2年2ヶ月未満であること
- ⑧その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること

また、旧免許状の場合には、以下の場合にも修了確認期限が延期できる。

- ①所持する免許状の授与の日から修了確認期限までに10年経っていない場合
- ②修了確認期限が平成23年3月31日であり、平成22年の末日において免許状更新講習の課程を修了していない場合(この場合は2ヶ月間の延期)

※なお、有効期間の延長ができるのは、受講対象者のうち、現職教員等に該当する者、修了確認期限の延期ができるのは、更新講習の受講義務がある者である。

9. 複数の免許状を所持している場合の扱い

(1) 有効期間(修了確認期限)について

複数の免許状を所持する場合、その有効期間は、最後に授与された免許状を基準とし、最も遅く満了となる有効期間に統一する。

例えば、平成22年3月25日に中学校教諭免許状、平成23年3月25日に小学校教諭免許状を授与された場合は、両免許状は平成33年3月31日まで有効となる。

旧免許状については、最も遅く授与された免許状の授与から10年後まで、申請により修了確認期限を延期することができる。

(2) 有効期間の更新(更新講習修了確認)について

複数の教諭の免許状を所持している者であっても、30時間の更新講習を修了することにより、すべての免許状の有効期間が更新される。(旧免許状における更新講習修了確認も同様。)

ただし、養護教諭及び栄養教諭の免許状については、「教科指導、生徒指導その他教育の

充実に関する事項」を受講する際に、必ず養護教諭及び栄養教諭の免許状それぞれに対応した更新講習を履修することが必要である。(旧免許状の場合には、養護教諭及び栄養教諭の「職」それぞれに対応した更新講習を履修することが必要である。)

(3) 特別支援学校教諭免許状への領域の追加

特別支援学校教諭免許状については、特別支援領域の追加によって有効期間が変更されることはない。

また、旧免許状についても、領域の追加によって修了確認期限が延期されることはない。